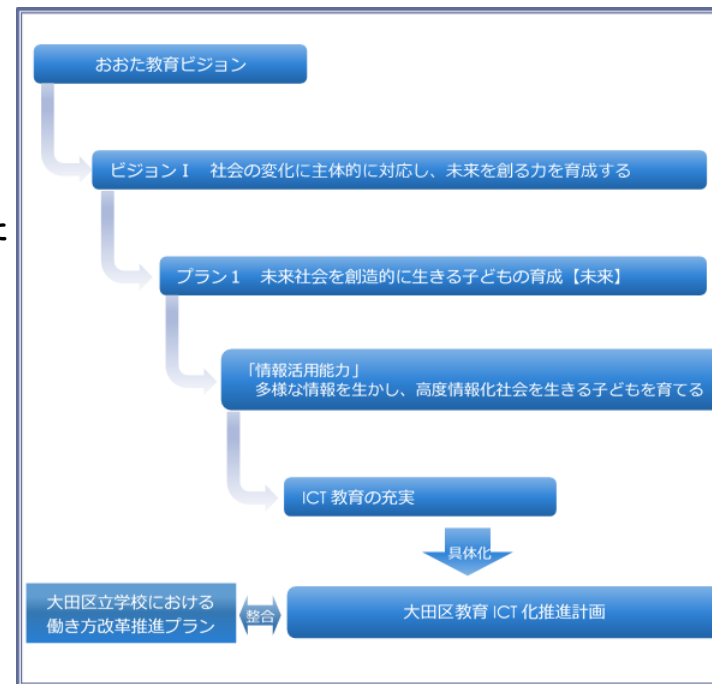


「大田区教育 ICT 化推進計画」の策定について

1 策定の趣旨

- 「おおた教育ビジョン」で重点的に育成する「情報活用能力」に関するアクションプランとして位置付け、関連計画と整合を図り施策を展開する。
- 急速に変化し続ける未来社会を見据え、社会の変化に主体的に対応し、未来を創る力を育てることを主眼に策定。
- 国が示す GIGA スクール構想の加速化等を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に対応した新たな学びの構築や ICT 基盤の整備等に向けた具体的取組を体系化。
- 計画期間は、令和2年度から4年度までの3年間とする。



2 区がめざす教育 ICT 化の方向性と課題

- 教育 ICT 化の方向性(3つの視点)のもと、児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を早期に実現するとともに、ハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速化する。

視点① 学びの保障

- ◇ コロナ禍における ICT を活用したりリモート学習の実施など、学びを止めない教育環境を構築。
- ◇ 児童・生徒の理解度や特性等に応じた学習を展開し、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現。
- ◆ オンライン授業など1人1台のタブレット端末の配備を前提とした対策の必要性が顕在化。

視点② 新しい学びの構築

- ◇ 教員の対面指導と ICT を活用したりリモート学習を組み合わせた『学びのハイブリッド化』を検討、実践。
- ◇ 学校と家庭での学習をすみわけし、限られた授業時間をより有効に活用。
- ◆ 効果的な ICT 教育の実証的な研究を積み重ねるとともに、教員が実践するためのスキルアップが必要。

視点③ ICT 活用の加速化

- ◇ 教員一人ひとりが、様々な場面で ICT 環境を活用する組織風土を醸成。
- ◇ ICT 環境を活用した校務の効率化により、教員の負担軽減を図り、児童・生徒一人ひとりに寄り添う教育を実現。
- ◆ 教員の働き方改革の一層の推進が必要。

3 取組の基本方針

- 教育 ICT 化の方向性(3つの視点)を実現するため、4つの基本方針を柱に取り組み。

基本方針Ⅰ ICT による新たな学びの実現

ウィズコロナ、ポストコロナ時代における新たな指導方法等をデザインし、児童・生徒への指導等を通じ、高度情報化社会を生きる子どもたちの情報活用能力を育てます。

基本方針Ⅱ ICT 基盤の着実な整備

学びの保障の観点から優先性を考慮し、計画的で着実な ICT 基盤の整備に取り組みます。

基本方針Ⅲ 学校における ICT 活用の促進

校務支援システムの利便性を向上させ、教員の負担軽減を図り、児童・生徒と向き合う時間を確保することで、良質な教育環境を実現します。

基本方針Ⅳ 計画の推進等

学校への支援体制やセキュリティ等使用ルール等を構築し、ICT 教育の着実な推進を図ります。

4 実現へのロードマップ

- 教育委員会と学校の連携を密にするとともに、取組の検証体制を構築し、PDCA サイクルにより着実に計画を推進する。
- システムのセキュアな環境の維持、セキュリティルールの整備、意識啓発等により、児童・生徒の個人情報を守る。
- 計画の推進にあたり、導入期、発展期、成熟期の3段階のフェーズで捉え、取組を重点化する。

① 導入期(令和2年度)

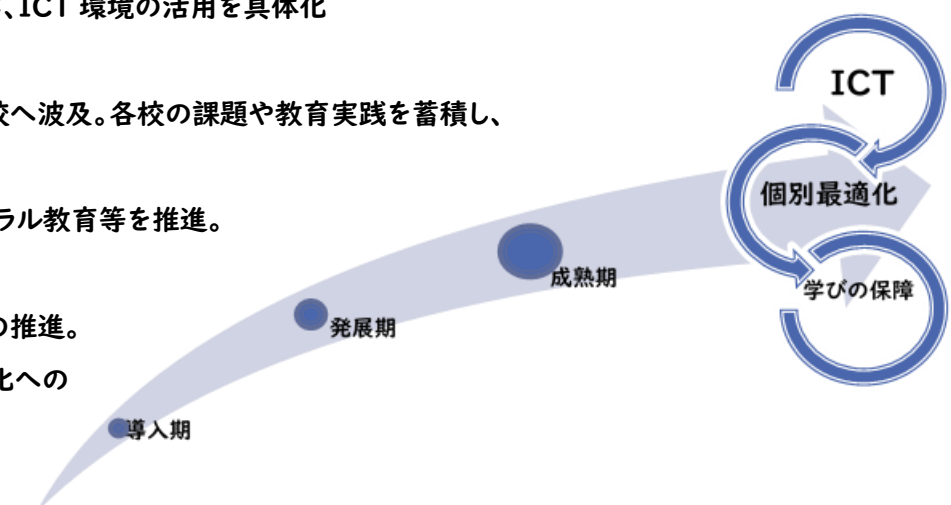
- ◇ コロナ禍における学びの保障の観点から、現状の ICT 環境を見直し、優先性を考慮した整備を実施。
- ◇ モデル校での実践的な研究を通じ、ICT 環境の活用を具体化

② 発展期(令和3年度)

- ◇ モデル校の成果を全区立小中学校へ波及。各校の課題や教育実践を蓄積し、ICT 教育を活性化。
- ◇ 使用ルールの徹底とともに情報モラル教育等を推進。

③ 成熟期(令和4年度)

- ◇ PDCA サイクルによる ICT 教育の推進。
- ◇ 将来の技術革新や教育環境の変化への対応を考慮した環境整備。



5 推進に向けた具体的取組

おおた教育ビジョンの実現のため、3つの視点のもと、4つの基本方針を取組の柱とし、19の具体的取組を展開します。

- 視点① 学びの保障
- 視点② 新しい学びの構築
- 視点③ ICT活用の加速化

<計画構成図>

大田区教育ICT化推進計画

基本方針Ⅰ ICTによる新たな学びの実現

●ウィズコロナ、ポストコロナ時代における新たな指導方法等をデザインし、児童・生徒への指導等を通じ、高度情報化社会を生きる子どもたちの情報活用能力を育てます。

- (1) モデル校での試行実施
- (2) 活用の具体化
- (3) 教員のスキルアップ
- (4) 児童・生徒のスキルアップ

基本方針Ⅱ ICT基盤の着実な整備

●学びの保障の観点から優先性を考慮し、計画的で着実なICT基盤の整備に取り組みます。

- (1) タブレットの整備
- (2) リモート学習環境の整備
- (3) 既存端末の更新
- (4) 教務支援ソフトの充実
- (5) ICTリモートコミュニケーションツールの整備
- (6) ICT環境整備にかかる情報基盤の最適化

基本方針Ⅲ 学校におけるICT活用の促進

●校務支援システムの利便性を向上させ、教員の負担軽減を図り、児童・生徒と向き合う時間を確保することで、良質な教育環境を実現します。

- (1) 校務支援システムの機能拡張及び運用改善
- (2) 校務支援システム関連機材の充実
- (3) 採点支援システムの導入
- (4) 教育相談システムの導入
- (5) 教員のリモート環境整備

基本方針Ⅳ 計画の推進等

●学校への支援体制やセキュリティ等使用ルール等を構築し、ICT教育の着実な推進を図ります。

- (1) 学校に対する支援の強化
- (2) 公民連携による多様な学びの推進
- (3) 支援事業者等との連携
- (4) セキュリティ等使用ルールの構築



<タブレット端末を活用した協働型授業>

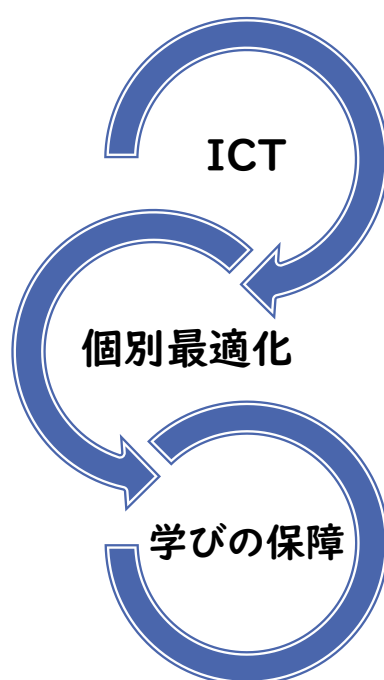


<電子黒板を活用した一斉型授業>



<教員研修>

大田区教育 ICT 化推進計画



令和2年 10 月

大田区教育委員会

－ 目次 －

1 計画策定にあたって	1
2 計画の位置付け	2
3 教育 ICT 化の現状	3
4 区がめざす教育 ICT 化の方向性 ～方向性の3つの視点～	5
5 教育 ICT 化の方向性実現に向けた課題.....	7
6 取組の基本方針 ～教育 ICT 化推進に向けた4つの柱～	8
7 推進に向けた具体的取組	10
8 実現へのロードマップ.....	33
9 防災力強化のための ICT の活用	35
資料.....	36
用語解説	57

*マークの単語は、巻末に用語解説があります。

1 計画策定にあたって

Society5.0 時代が幕を明けたとされる昨今、情報技術の革新はめざましく、これからの高度情報化社会を生きる子どもたちにとって、情報技術や情報活用能力、プログラミング的思考を身に付けることは必要不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症によって、全国的に学校が臨時休業する事態が起こり、オンライン教育をはじめとする ICT を最大限に活用した学びに注目が集まりました。

しかし、人間が豊かな生活を送るためには、人間としての感性や創造性を生かしながら、情報技術を活用していくことが大切です。そこで、教育委員会は、これまで積み重ねてきた「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性の^{かんよう}涵養を教育の普遍的な視点に据えながら、ICT を活用した学びのハイブリット化を進めてまいります。これにより、児童・生徒の学びを保障し、未来への可能性を広げていくことが、教育委員会の使命と言えます。

このたび、今年度から3年間の教育 ICT 化推進のための羅針盤となる「大田区教育 ICT 化推進計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、教育委員会が一丸となり、ハード・ソフト・人材の三位一体での ICT 環境の整備を進め、子どもたち誰一人取り残すことのない、最大限の学びを保障してまいります。また、教育の ICT 化を推進することにより、児童・生徒に個別最適化され、学習の習熟度等に応じた柔軟な学習を展開し、一人ひとりの力を最大限に引き出す教育の実現をめざします。

これらを実現するための新たな学びの構築に向けて、ICT 機器やネットワーク環境等のハード面の一体的な整備、デジタルコンテンツや学習活動等のソフト面の拡充、日常的に ICT を活用できる指導体制の構築等の具体的な取組を推進してまいります。

ICT 化の推進に向けて、引き続き区民の皆様のご理解、ご協力をお願いするとともに、皆様の期待に応える新たな学びの実現をめざし、一層力強く教育施策を展開してまいります。

令和2年 10 月 19 日

大田区教育委員会教育長 小黒 仁史

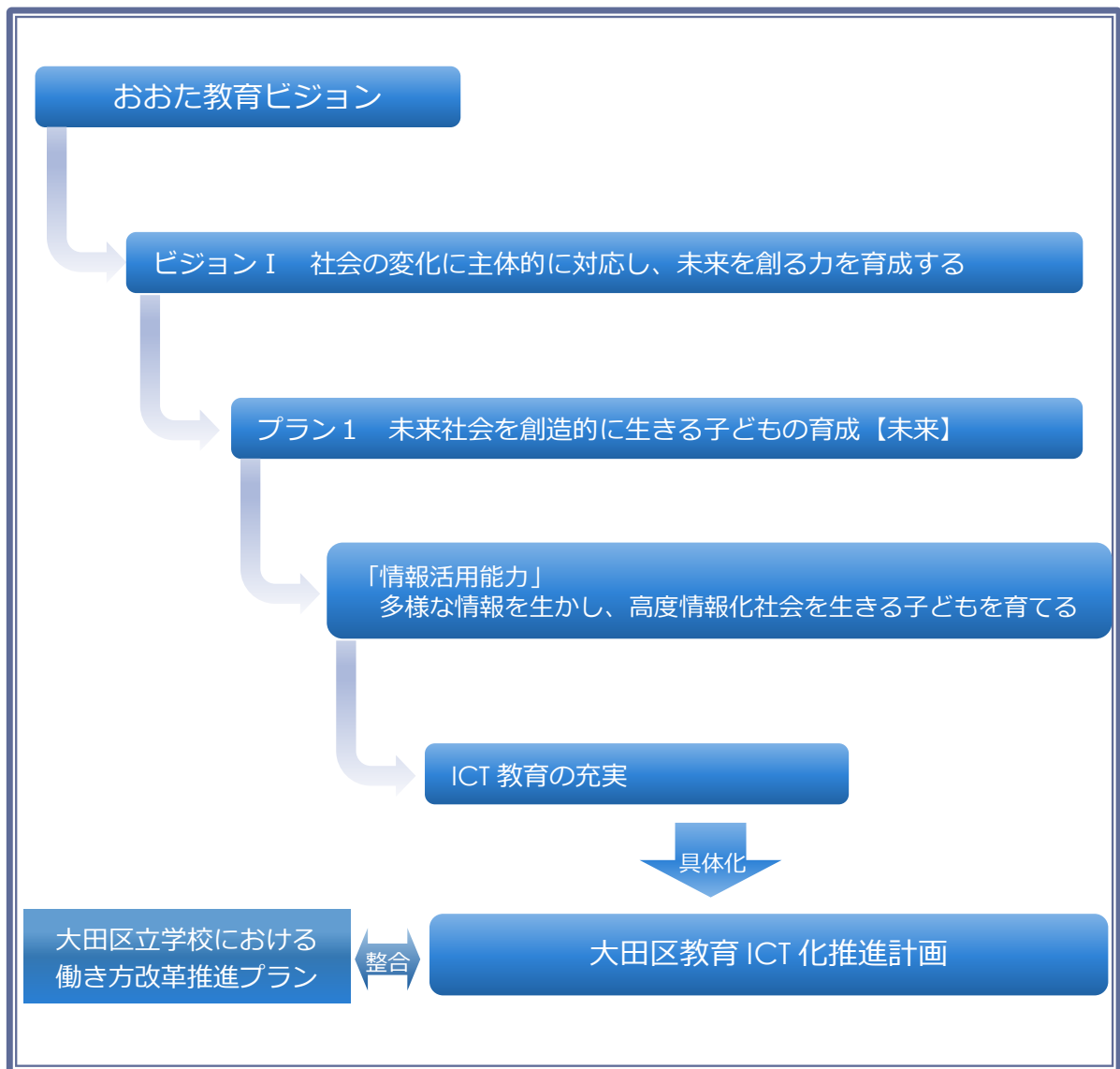
2 計画の位置付け

区では、令和元年6月に、教育基本法第17条2項に基づく「教育振興基本計画」として、「おおた教育ビジョン」を策定しました。

本計画は、「おおた教育ビジョン」のビジョンI、プランIで重点的に育成する力の一つ「情報活用能力」に関する取組「ICT教育の充実」を具体化するアクションプランとして位置付けます。また、学校教育の情報化の推進に関する法律第5条に基づく「学校教育情報化推進計画」としての位置づけを合わせもちます。なお、施策の展開にあたっては「大田区立学校における働き方改革推進プラン」と整合を図るものとします。

本計画の計画期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

計画体系図



3 教育 ICT 化の現状

① 社会背景

我が国は、第四次産業革命*や Society5.0*時代の到来等により、大きな変革期を迎えています。今後、ますます人工知能(AI)、ロボティクス*などの先端技術が高度化し、産業や生活に取り入れられることで、社会のあり方が劇的に変わる可能性があるとも言われています。

これらの変化は、教育や学びのあり方にも大きな変革をもたらすものです。子どもたちは、複雑かつ予測困難な未来社会で自己実現していくために、主体的に情報技術を使いこなす、情報そのものを活用していく力を身に付けることが求められています。

② 国の動向

平成 29 年 3 月に告示された小学校及び中学校の学習指導要領総則には、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが示されています。これを受け、文部科学省は、平成 29 年 12 月に「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を発出し、学校における ICT 環境の整備の基本的な考え方を示しました。

さらに、令和元年 12 月には、学校における ICT 環境の整備を加速させるため、「GIGA スクール構想*」を立ち上げました。構想では、子どもたち一人ひとりの個別最適化*され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現をめざしています。具体的には、令和5年度までに、児童・生徒1人1台の学習用タブレット端末の配備等を目標として示しました。

③ 区の動向

区は、文部科学省の「GIGA スクール構想*」等を踏まえ、学校における ICT 環境を整備してきました。

GIGA スクール構想*の公表時点において、構想で示された目標のうち、大型提示装置や通信基盤等の整備は完了していました。児童・生徒用タブレット端末については、令和元年度末時点で5.5人に1台の配備となっており、令和5年度までに1人1台の環境整備をめざし、計画的に整備を進めてきました。

④ 新型コロナウイルス感染症の流行と整備計画の見直し

このような中、新型コロナウイルス感染症が発生し、世界的に猛威を奮い、区立学校は、令和2年3月から約3か月間にわたり臨時休業を余儀なくされるなど、過去に類をみない事態を招くこととなりました。

臨時休業の間、各学校ではホームページを活用した家庭への情報発信を行うとともに、各家庭と連携し、プリント等を活用して、児童・生徒の家庭での学習支援、情報把握に努めてきました。しかし、臨時休業が長期化し、学校再開後も、いつまた感染拡大が起こるか、先行きが見通せない中、子どもたちの学びの保障に対する社会的な関心が高まり、特に、ICT 環境を最大限に活用した方策の実現が強く求められました。

この事態を受け、文部科学省は、令和2年4月 10 日付け「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた ICT 活用及び整備について」を発出し、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現するため、GIGA スクール構想*を加速化することとしました。各自治体には、当初の整備計画の見直し、早期の目標達成が求められています。

区は、これらの動きを踏まえた緊急対応として、ICT 環境が整わない中学校第三学年生徒の家庭に対し、学校で整備済みの ICT 機器を転用し、タブレット端末及びモバイルルーター*を貸与しました。

⑤ 校務における ICT 化

教育現場における ICT は、学校内外のコミュニケーションや成績処理等の校務を効率的かつ効果的に行う上で重要な要素です。そのため、区は平成 23 年度に校務支援システム*を導入しました。

社会環境の変化により、教員に求められる役割と期待が大きくなる中、子どもたち一人ひとりに寄り添い、質の高い教育活動を維持するためには、校務支援システム*の機能拡張や再構築による校務の効率化に取り組み、教員の負担軽減を図る必要があります。

4 区がめざす教育 ICT 化の方向性 ～方向性の3つの視点～

先述のとおり、文部科学省は、令和2年4月10日付け「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた ICT 活用及び整備について」を発出し、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、GIGA スクール構想*を加速化することとしています。

これを受け区は、次の3つの視点のもと、児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を早期に実現するとともに、家庭でもつなげる通信環境を整備するなど、ハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速させていきます。

① 学びの保障

コロナ禍において、ウイルス感染の第2波、第3波の到来に備えておく必要があります。また、学校再開後、児童・生徒が感染、あるいは濃厚接触者として自宅待機となる事例が大田区のみならず、全国の学校で生じています。今後、新型コロナウイルス以外にも、災害の発生やインフルエンザの流行等によって学校へ登校ができなくなる事態を想定しなければなりません。

そうした事態に陥り、再度、学校への登校が困難あるいは制限が必要になった場合においても、家庭において ICT を活用したりリモート学習*を実施することで、学びを止めない教育環境を早急に構築します。

さらには、児童・生徒の理解度や特性に応じた学習活動を進め、多様な状況下にある児童・生徒たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学び*を実現していきます。

② 新しい学びの構築

Society5.0*という新しい時代に向けて、「情報活用能力」を高め、ICT を活用しながら、児童・生徒の対話的・主体的で深い学び等に資する協働型授業*を実現し、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが求められます。そのため、教員による対面指導と ICT を活用したりリモート学習*・オンライン授業*を組み合わせたハイブリット化*による新しい教育を検討し実践につなげます。

また、学校の臨時休業等による授業時数の不足を補うために、学校では、教員による対面指導や児童・生徒同士による学び合いに重点を置き、問題演習等の一斉型授業の一部などは ICT を活用した家庭学習でフォローするなど、学校と家庭での学習のすみわけにより、限られた授業時間をより有効に活用する方策を検討します。

③ ICT 活用の加速化

教員一人ひとりが日常的に ICT を活用する組織風土を醸成することは、学びの保障や新しい学びを構築する上での前提条件となります。そのためには、教員一人ひとりが、新たな学びの可能性を実感し、様々な場面で ICT 環境を活用する組織風土を広げていくことが求められます。

また、ICT 環境は校務の効率化を図る上でも重要な要素です。学校における ICT を活用した取組の活性化は、学習場面での活用にとどまらず、教員の校務における負担軽減を図り、ゆとりをもった質の高い指導につながる側面があります。

取組の加速化とともに、すべての教員にとって利便性が高く、扱いやすい最適な環境を構築し、教員の負担軽減を図ることで、児童・生徒一人ひとりに寄り添い、意欲を引き出す教育を実現します。

<教育 ICT 化のイメージ図>



5 教育 ICT 化の方向性実現に向けた課題

① ICTを活用した「学び」の充実

ICT 環境を様々な学習場面で、どのように活用するのか、効果的な指導方法を確立することが極めて重要です。また、コロナ禍における先の見えない社会情勢において、児童・生徒とのオンライン授業*の備えは喫緊の課題ですが、ICT 環境はオンライン授業*のためだけのものではありません。予測困難な未来社会を見据え、子どもたちの学びを支え、蓄積し、変革させていくものでもあります。

② ICT機器の整備

コロナ禍において、オンライン授業*をはじめ、1人1台のタブレット端末の配備を前提とした対策の必要性が顕在化しており、GIGA スクール構想*で示された目標の達成に向けた取組が急務です。

③ 教員のICT活用指導力

ICT 環境を活用した効果的な指導については、全国的にみても実証的な研究が十分とは言えません。子どもたちが教え合い学び合う「協働学習*」、一人ひとりの個に応じた「個別学習」、障がいのある児童・生徒の特性に応じた活用など、実証的な研究を積み重ねるとともに、教育現場で実践するための教員のスキルアップが必要です。

④ 校務事務の効率化

学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員の長時間勤務は深刻化しており、学校における教員の働き方改革を進めています。教員が一人ひとりの子どもに向き合う時間を確保するため、教務及び校務支援システム*を導入・活用していますが、より一層の校務事務の効率化を図ります。

⑤ 情報セキュリティ等

教職員や児童・生徒の情報モラル*を育むこと、情報セキュリティの仕組みをしっかり構築し、ICTを安心して使える環境を整備します。また、ICT 活用による児童・生徒の健康面への影響等に配慮する必要があります。学校と家庭が適宜情報共有を図った上で、連携して取り組むことが必要です。

6 取組の基本方針 ～教育 ICT 化推進に向けた4つの柱～

基本方針Ⅰ ICTによる新たな学びの実現

情報技術が飛躍的な進展をみせる社会的状況を踏まえ、児童・生徒がこれらの技術を使いこなし、必要な情報を収集、活用し、感性や創造性を生かしながら課題解決できる力を育むことが重要です。

ICT 教育研究モデル校での試行実施等、実践的な研究を通じて授業や家庭学習等での活用方策を具体化し、いわゆるウイズコロナ、ポストコロナ時代における新たな指導方法等をデザインします。

また、全区立小中学校への取組の普及に向け、研修等を通じて教員の実践力の向上を図るとともに、児童・生徒が自立的に ICT 機器を活用できるよう発達の段階に応じた指導を行います。

これらの取組を通じ、学びを保障するとともに、児童・生徒が ICT 環境を様々な教育場面で使いこなし、自分の考えをまとめ、話し合い、課題解決する情報活用能力を育てます。

基本方針Ⅱ ICT 基盤の着実な整備

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、感染拡大が予見できない状況を踏まえ、学びの保障の観点で取組の優先順位付けを行い、着実に ICT 基盤を整備することが重要です。

可及的速やかに、児童・生徒1人1台のタブレット端末を配備するとともに、全児童・生徒の同時使用が可能な最適化された情報基盤を整備することにより、オンライン授業*の本格実施へ備えます。

また、配備にあたっては、既存端末との互換性を担保するとともに、区の財政状況を踏まえ、既存端末の計画的な更新を進めます。あわせて、各家庭の通信環境を把握し、家庭学習の環境を確保します。

さらに、児童・生徒にとって、ICT 環境をどの教育場面でどのように活用することが効果的か学校と意思疎通を図りながら検討し、実践的な学習用ソフトウェア*やコミュニケーションツール*を充実します。

これらの取組を通じ、ICT 教育を下支える ICT 基盤の着実な整備を進めます。

基本方針Ⅲ 学校における ICT 活用の促進

教員に求められる役割や期待が大きくなる中、ICT 環境を改善し、校務の効率化を図ることは重要です。

区では、平成 23 年度に校務支援システム*を導入したことで、学校事務の多くがシステム的に処理できるようになり、大幅な教員の負担軽減につながりました。引き続き、教員の意見をシステム改修や機能追加等に反映させ、校務支援システム*のさらなる利便性の向上と活用促進を図ります。

また、校務の効率化のみならず、個別最適化された学び*の実現や、情報の一元管理による相談体制の強化等、教育ニーズに応じた新たなシステムの導入に取り組めます。

さらに、働き方の見直しと情報セキュリティ確保の両面の観点から、教員が自宅等からリモート*でアクセスできるシステム環境の整備について研究を進めます。国の実証事業や支援事業者等を通じ、最新の情報を把握し、既存システムのリプレイス*時期を見据えながら、中長期的な視点で最適なシステム環境を構築します。

これらの取組を通じ、教員の負担軽減を図り、児童・生徒と向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導につなげることで、良質な教育環境の実現を図ります。

基本方針Ⅳ 計画の推進等

ICT 教育を推進するためには、教育委員会はもとより、民間企業等を含めた連携体制の構築を図りながら、一方では使用ルールを定め、適切に運用することが重要です。

全区立小中学校への取組の普及に向け、教員に対して指導面での助言が可能な推進チームの設置を検討するとともに、技術的な助言を行う ICT 支援員を充実し、ICT 教育の実務をサポートします。

また、最新かつ多様な情報を有する産学研究機関・企業が集積する国際都市の強みを生かし、これらの団体と連携した教育分野の地域力による多様な学びを推進します。

さらに、支援事業者と連携し、各学校の ICT 環境の活用状況を見える化し、課題や実践事例を分析することで、システム改善やきめ細やかな技術的支援につなげます。

一方、家庭学習での活用を視野に、各家庭の理解と協力を得ながら、児童・生徒の発達の段階に応じた活用方法や学校内外での使用ルールを定め、適切に ICT 環境を活用します。

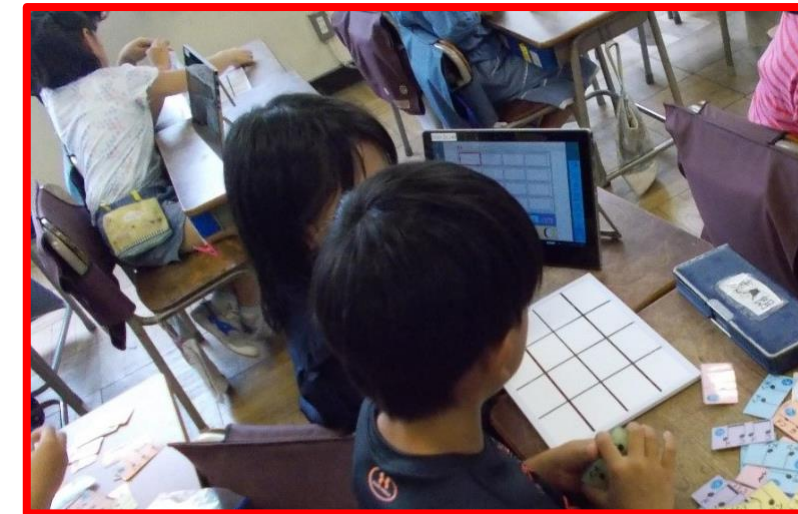
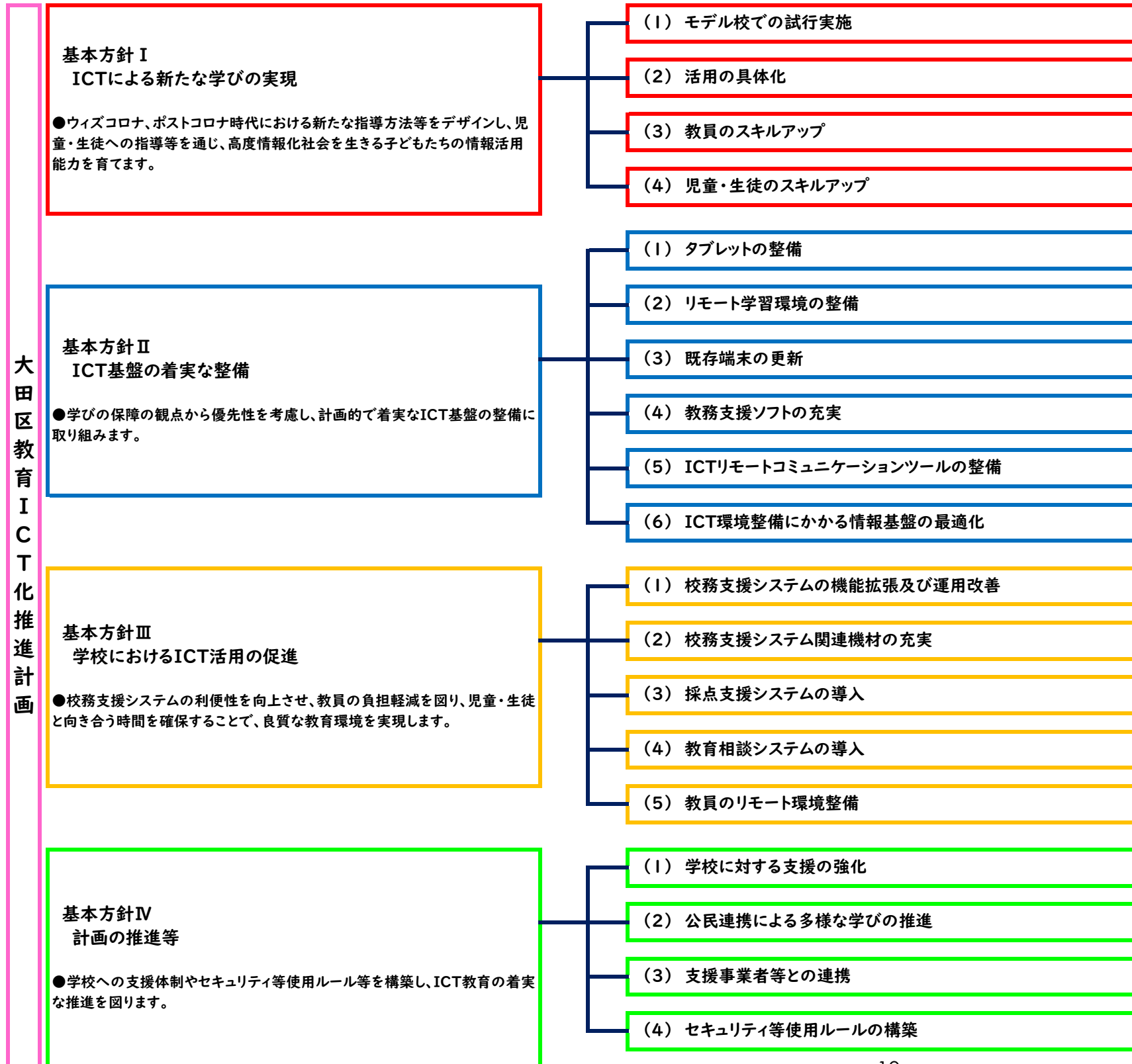
これらの取組を通じて着実に計画を推進し、区立全小中学校における ICT 教育の活性化と定着を図ります。

7 推進に向けた具体的取組

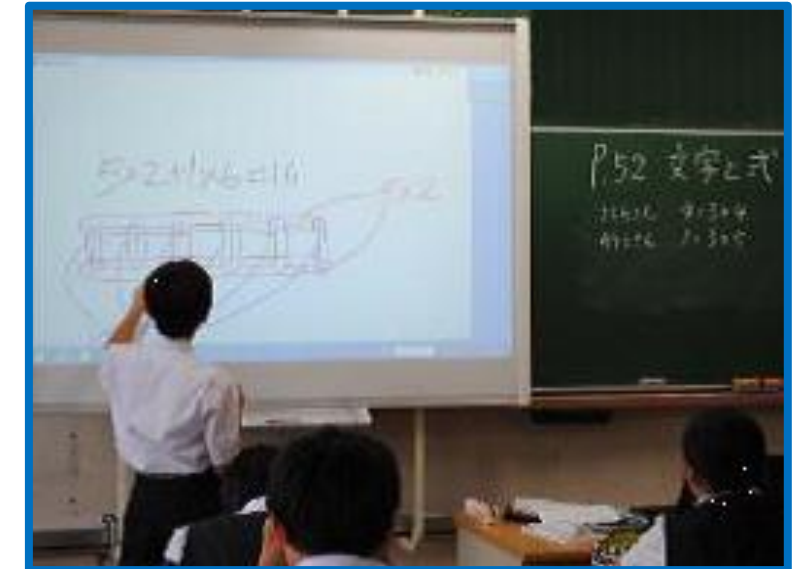
おおた教育ビジョンの実現のため、3つの視点のもと、4つの基本方針を取組の柱とし、19の具体的取組を展開します。

- 視点① 学びの保障
- 視点② 新しい学びの構築
- 視点③ ICT活用の加速化

<計画構成図>



<タブレット端末を活用した協働型授業>



<電子黒板を活用した一斉型授業>



<教員研修>

基本方針Ⅰ ICTによる新たな学びの実現

具体的取組Ⅰ モデル校での試行実施

(1) 現状

区立学校全校に80台（大規模校は約120台）のタブレット端末を配備し、校内で融通し合いながら、1人1台、あるいはグループで1台を、授業を中心に活用しています。

(2) めざすべき姿

モデル校で、児童・生徒1人1台のタブレット端末環境における「授業での活用」「家庭での活用」「オンライン授業*」等の実践的な研究を進めます。具体的には、通常時の各教科等におけるICTの活用方法や家庭におけるタブレット端末の活用について研究を行います。また、双方向型のオンライン*での授業「OTAオンライン授業」の実施に向けた研究を進めます。

(3) 課題

活用場面や活用する内容等、タブレット端末を授業で日常的に有効活用するための実証的な研究が必要です。また、先行事例等も踏まえ、タブレット端末を家庭で有効に活用するための研究、臨時休業中にオンライン授業*を行う研究が必要です。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① モデル校と研究の方向性の協議					
	② モデル校の環境整備					
	③ モデル校での臨時休業中のOTAオンライン授業実施に向けた研究					
	④ モデル校でのタブレット端末を家庭で有効活用する研究					
スケジュール	⑤ モデル校でのタブレット端末を授業で日常的に有効活用する研究					
	⑥ ICT活用推進リーダー連絡協議会*での研究成果の周知					
	⑦ モデル校による研究発表会の開催（成果発表）					
	⑧ 研究成果の全校展開					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
	令和2		① ②	③ ④ ⑤	⑥	70
	令和3	⑦ ⑧	推進			100
	令和4	推進				

基本方針 I ICT による新たな学びの実現

具体的取組2 活用の具体化

(1) 現状

区立学校全校で、インターネット環境を利用した、教育クラウドサービスを利用しています。しかし、その中の学習コンテンツの利用頻度には差があります。

また、コロナ禍の学校休業時にオンラインで動画配信に着手した学校もありました。

(2) めざすべき姿

教員が学習を支える多様なアプリケーション*等について理解した上で、場面に応じて教員が積極的に活用します。また、児童・生徒は、リモート*で課題の提出等を行うなど、使用ルールに基づき、必要な時にログインし、目的に応じて活用します。

(3) 課題

多様なコミュニケーションツール*や、学習用コンテンツ*等の使い方について、教員と児童・生徒の理解を深めることが課題です。

モデル校における研究成果を踏まえ、全校でコミュニケーションツール*や学習用コンテンツ*等を活用した授業等を実施できるよう、取組を拡大することが必要です。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① 教育クラウドサービス*の活用状況の把握・家庭での使用ルール等の検討					達成度(%)
	② 教育クラウドサービス*のアプリケーション*の研修の実施					
スケジュール	③ 教育クラウドサービス*を活用したオンラインホームルーム*等の研修の実施					100
	④ モデル校の研究成果を受けた各校の取組拡大					
年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)	
令和2		➡①	➡②	➡③	80	
令和3	➡④	推進			100	
令和4	推進					

基本方針 I ICT による新たな学びの実現

具体的取組3 教員のスキルアップ

(1) 現状

教育クラウドサービス*のポータル機能*や、アプリケーション*をどのように活用すればよいか、教員の理解を深める必要があります。

(2) めざすべき姿

導入されているタブレット端末のコミュニケーションツール*やアプリケーション*の活用方法について、全教員が理解し、場面に応じて有効に活用します。

(3) 課題

全教員がタブレット端末を活用した授業やオンライン授業*を実施する技術を習得し、日常的に ICT を活用する組織風土を醸成するため、教員が ICT の効果を実感しスキルアップを図る研修等のさらなる強化策が必要です。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	スケジュール					達成度(%)
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
① 支援事業者と連携し、ICT活用リーダー連絡協議会の企画 ② ICT活用推進リーダー連絡協議会*の開催 ③ 活用事例集・利用上のガイドラインの作成 ④ 支援事業者と連携し、初任者対象のICT活用研修の企画 ⑤ 初任者対象のICT活用研修の実施	令和2			① ② ③ ④		80
	令和3	⑤		推進		100
	令和4	推進				

基本方針 I ICT による新たな学びの実現

具体的取組4 児童・生徒のスキルアップ

(1) 現状

児童・生徒は、タブレット端末を学校の授業で活用し、基本的な操作については、習得しています。教育クラウドサービス*のID・パスワードの管理等については、各校で適宜指導しています。

(2) めざすべき姿

1人1台の端末環境において、時と場所を選ばず、自分のIDで学習用ポータル等にログインし、オンライン授業*が受講できるようにします。また、通常時の家庭学習においても端末を活用して取り組むことができるようにします。

(3) 課題

タブレット端末やアプリケーション*の活用スキルだけでなく、情報モラル*の向上が必要です。小学生低学年・高学年、中学生等、発達の段階に応じた対応策を検討する必要があります。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
	① 情報モラル研修*の企画・運営 ② 支援事業者と連携し、校内ICT講習会の準備 ③ 全校で校内ICT講習会の実施 ④ 情報モラル研修*及び校内ICT講習会の内容の指導での活用 ⑤ 自宅等でのリモート学習*の実施に向けた保護者への協力依頼	令和2		①	② ③	④
	令和3	⑤	推進			100
	令和4	推進				

基本方針Ⅱ ICT 基盤の着実な整備

具体的取組Ⅰ タブレットの整備

(1) 現状

平成 29 年度から、児童・生徒 3 人に 1 台のタブレット端末の整備をめざし、各小中学校に約 80 台（大規模校は約 120 台）のタブレット端末を配備しました。令和 2 年 8 月現在、約 9,700 台が配備されています。

(2) めざすべき姿

GIGA スクール構想*の見直しに伴い、令和 5 年度までの整備計画を前倒し、令和 2 年度に端末を調達することとして、児童生徒 1 人 1 台のタブレット整備の早期実現をめざします。

(3) 課題

短期間での児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末の配備が求められますが、GIGA スクール構想*の見直しによりタブレット端末の需要が急増している中で、大量のタブレット端末を短期間で調達する必要があります。また、タブレット端末の調達状況を考慮した全校配備計画の策定が必要となります。

また、令和 3 年度は児童・生徒数の増加に合わせ、1 人 1 台のタブレット端末の配備完了に向けたタブレット端末の追加配備（小学校 660 台、中学校 2200 台）が必要となります。

小学校へ配備済みのタブレット端末を中学校で活用する等、コストを意識したタブレット端末の追加配備が必要となります。

あわせて、各校のタブレット充電保管庫*への給電に支障が生じないように、電源の状況を把握するとともに、充電負荷の低減や平準化について検討が必要です。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① 児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末配備のマスタスケジュール作成 ② GIGA スクール構想*対応事業者選定 ③ 各校の電源の状況調査について検討・実施 ④ GIGA スクール構想*タブレット端末設定作業・配備実施(小学校 令和3年1月 中学校 令和3年5月) ⑤ 令和3年度タブレット端末追加配備対応実施(小学校 660 台、中学校 2200 台)					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
スケジュール	令和2		① ②	③	④	75
	令和3	④ ⑤	運用継続			100
	令和4	運用継続				

具体的取組2 リモート学習環境の整備

(1) 現状

技術的な制約があるため、タブレット端末の利用は学校内にとどまっており、ICT を活用した自宅学習は実施できていません。

リモート学習*でのタブレット端末の利用に向けて、児童・生徒の家庭内のインターネット環境について、アンケート調査を実施しました。

(2) めざすべき姿

児童・生徒がタブレット端末を持ち帰り、自宅等でのリモート学習*を可能にします。

児童・生徒の自宅等のインターネット環境により、自宅等での学習用コンテンツ*の利用が困難な世帯を支援し、全ての児童・生徒がリモート学習*ができる環境を整備します。

(3) 課題

児童・生徒がタブレット端末を自宅等に持ち帰って利用するためには、セキュリティルールの構築や意識付け、機器故障や破損等に備えた機器保全等の準備が必要となります。

新入学の児童・生徒の自宅等のインターネット環境の調査等は継続して実施する必要があります。

また、自宅等のインターネット環境により、自宅等での学習用コンテンツ*の利用が困難な世帯の児童・生徒に対し、モバイルルーター*等の貸与による支援が必要となります。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① タブレット端末の持ち帰り要件整理、児童・生徒の自宅等のインターネット環境調査 ② モバイルルーター*選定 ③ モデル校でのタブレット端末の持ち帰り対応試行実施 ④ 令和3年度全小中学校生徒タブレット端末の持ち帰りの実施 ⑤ 令和3年度モバイルルーター*調達、児童・生徒への貸与実施 ⑥ 児童・生徒のタブレット端末持ち帰りの実態調査、課題抽出、対策検討					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
スケジュール	令和2		① ②	③		50
	令和3	①	④ ⑤	⑥		90
	令和4	① ⑥		運用継続		100

基本方針Ⅱ ICT 基盤の着実な整備

具体的取組3 既存端末の更新

(1) 現状

平成 29 年度に配備されたタブレット端末及び令和元年度に追加配備されたタブレット端末を利用しています。

(2) めざすべき姿

配備時期やタブレット端末の仕様の差異等により、保守運用コストが過剰に増加しないような配備を実施します。

配備時期が異なるタブレット端末の更新時期を適切にコントロールします。

(3) 課題

平成 29 年度及び令和元年度配備のタブレット端末に加え、令和 2 年度の GIGA スクール構想*配備予定のタブレット端末が混在することによる保守運用コストの過剰な増加を抑止することが求められます。

配備時期が異なるタブレット端末の更新時期をリース延長等によりコントロールすることで、最適なコストで更新する必要があります。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	年度					達成度(%)
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
① 令和 3 年度次期タブレット端末候補選定						15
② 令和 3 年度次期タブレット端末配備のマスタスケジュール策定						75
③ 令和 4 年度次期タブレット端末配備仕様書作成						75
④ 令和 4 年度次期タブレット端末配備事業者選定						75
⑤ 令和 4 年度次期タブレット端末配備実施						100
スケジュール						
	年度	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	達成度(%)
令和2						15
令和3						75
令和4						100

具体的取組4 教務支援ソフトの充実

(1) 現状

技術的な制約が存在するため、教務支援ソフト*の利用は学校内のみとなり、自宅で利用することができません。

(2) めざすべき姿

児童・生徒が学校外で学習用コンテンツ*及び教務支援ソフト*を利用できるようにします。

(3) 課題

児童・生徒が学校外で教務支援ソフト*を利用できる環境の整備が必要です。

児童・生徒への1人1台のタブレット端末の配備に伴いタブレット端末の活用を進めるため、ICT 支援員による教員への支援強化が必要となります。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① 学校外で利用可能な教務支援ソフト*の検討・選定 ② 教務支援ソフト*の導入事業者選定 ③ 教務支援ソフト*の導入 ④ 教員研修の実施					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
スケジュール	令和2		①	②		80
	令和3	③	④			100
	令和4	推進				

基本方針Ⅱ ICT 基盤の着実な整備

具体的取組5 ICT リモートコミュニケーションツールの整備

(1) 現状

教育委員会と学校及び教職員相互の連絡については、校長用メール、副校長用メール、養護教諭用メール、教員共用メールを利用しています。そのほか、電話、FAX によるコミュニケーションが中心となっています。

(2) めざすべき姿

学校間や教員と、児童・生徒及び保護者等の関係者との間で、迅速に情報の配信や共有を可能にします。

(3) 課題

現在、インターネット電話サービスによるビデオ通話の利用が可能ですが、利用者が限定（校長、副校長、養護教諭のみ）されています。

関係者間の迅速な情報共有を実現するための新規 ICT コミュニケーションツール*の検討が必要となります。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① 多人数のオンライン*や動画視聴等が可能な ICT コミュニケーションツール*の選定						
	② ICT コミュニケーションツール*の導入事業者選定						
③ ICT コミュニケーションツール*の導入(小学校 令和3年2月 中学校 令和3年6月)							
スケジュール	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)	
	令和2		① ②		③	80	
	令和3	③	運用継続				100
	令和4	運用継続					

具体的取組6 ICT 環境整備にかかる情報基盤の最適化

(1) 現状

学校内で利用可能な学習用コンテンツ*には、データセンターシステムコンテンツ* (デジタル教科書*・教務支援ソフト*)と教育クラウドサービス*上のコンテンツ*があります。

各学校からのインターネット接続は、データセンターシステム*に集約され、インターネット環境を利用しています。

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言以降、区内のインターネット利用量の増加により、各学校からデータセンターシステム*への接続が安定しない事象が発生しています。

(2) めざすべき姿

学校内外で共通の学習用コンテンツ*の利用を可能とします。

通信環境を整備し、一斉休業時に想定される学校からのリモート学習*についても、各学校・データセンターシステム*間の通信の安定性を確保し、確実に接続可能で快適なインターネット利用を可能とします。

(3) 課題

データセンターシステムコンテンツ* (デジタル教科書*・教務支援ソフト*)は、学校外では利用できません。

児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末の配備に伴い、タブレット端末の活用場面や同時利用台数が増加することで、ネットワークトラフィック*も増加し、ネットワーク遅延が発生する可能性があります。また、各校での同時利用に対応するためネットワークトラフィック*の現状と整備後の状況を把握し、ネットワークの増強の検討・実施が必要です。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① ネットワークトラフィック*増への緊急対応検討 ② 現行のデータセンターシステムコンテンツ*及びリソース*状況、教育クラウドサービス*のコンテンツ*の現状分析 ③ ネットワークトラフィック増への緊急対応実施 ④ データセンターシステムコンテンツ*及び教育クラウドサービス*のコンテンツ*の共通化、一元化の検討 ⑤ ネットワークトラフィック*の現状把握、端末増加に伴うネットワークトラフィック*の予測 ⑥ コンテンツ*の共通化、一元化の実施、不要なリソース*の縮小 ⑦ 次期ネットワークの要件整理、整備スケジュール作成 ⑧ データセンターシステム*機能の拡充 ⑨ 次期ネットワークの整備					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
	令和2		①	②	③	25
	令和3	④	⑤ ⑥ ⑦ ⑧			80
令和4	⑨		運用継続			100

基本方針Ⅲ 学校における ICT 活用の促進

具体的取組Ⅰ 校務支援システムの機能拡張及び運用改善（ソフトウェア）

(1) 現状

校務支援システム*は平成23年度に導入され、多くの教職員業務をシステム化することで、教員の負担軽減が図られました。一方で導入から9年が経つ中、学校における働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策にみられる緊急時対応等、校務支援システム*に求められるニーズが多様化しています。

(2) めざすべき姿

教員が、校務支援システム*を活用し、校務の円滑化及び安定化を図るとともに、さらなる機能拡張や運用改善により、教職員の負担を軽減します。

(3) 課題

区の校務支援システム*は既製品であるため、独自開発の製品と比べて、コストパフォーマンスに優れますが、ニーズの多様化に応えるための汎用性では及びません。カスタマイズ*による対応には限界があるため、機能拡張とあわせて、運用方法の改善を図る必要があります。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	※①～④を毎年繰り返し実施することで、校務支援システム*の機能を底上げ					達成度(%)
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
スケジュール	令和2		①	②		50
	令和3	③	④			100
	令和4	継続				

具体的取組2 校務支援システム関連機材の充実（ハードウェア）

(1) 現状

校務支援システム*で使用する端末は導入時に定めた基準に基づき配付していますが、追加要望の都度検討を行い、必要に応じて配付しています。また校務支援システム*の利用が拡大するに伴い、データ保存フォルダ*の容量がひっ迫しているほか、スキャナーの使い勝手が悪いなど、改善点が顕在化しています。

(2) めざすべき姿

校務支援システム*関連機材の制約による不便を解消するとともに、校務支援システム*関連機材を最適化し、校務の円滑化を図ります。

(3) 課題

端末配付については、対象者や共用とする場合の基準等、学校の意見を確認しながら進めていく必要があります。また、学校のスペースは限られているため、設置場所や保管場所を確保する必要があります。校務支援システム*関連機材は長期リース契約により調達しているため、途中で変更する場合には契約方法について検討が必要です。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	スケジュール					達成度(%)
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
① 校務支援システム*の利用対象者や利用方法の整理 ② 必要な関連機材（種類、数量、規格等）の精査 ③ 校内設置場所等の確認・検討 ④ リース更新等、実施時期の検討 ⑤ 関連機材拡充等の実施	令和2		①	②	③ ④	75
	令和3	⑤			継続	100
	令和4	継続				

具体的取組3 採点支援システムの導入

(1) 現状

採点支援システム*について、学校における働き方改革の推進及び生徒の学力向上を目的として、令和2年度中にモデル校での導入を検討しています。

(2) めざすべき姿

全中学校に採点支援システム*を導入し、教職員の負担軽減及び生徒の学力向上を図ります。

(3) 課題

校務支援システム*のファイルサーバー*の容量のひっ迫及びスキャナーに自動紙送り機能がないことなど、現状ではハードウェア*面での支障があります。

また、現在のシステム環境では、教職員が採点支援システム*の結果を基に生徒の弱点を分析し、教務系システムから最適なドリル等を選んで指示する必要があります。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① モデル校導入に係る問題点の検証(システムの要件)					
	② モデル校導入に向けたシステム改修、具体的な運用方法の検討等					
	③ モデル校への導入(複数の採点支援システム*を比較・検討)					
	④ モデル校導入結果の評価・検証					
スケジュール	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
	令和2		①	② ③	④	70
	令和3	⑤			⑥	100
	令和4	運用継続				

具体的取組4 教育相談システムの導入

(1) 現状

教育相談については、基本的に担当ごとに、紙ベースで資料や記録を保管している一方で、校務支援システム*では、電子ファイルの共有化、個人連絡や会議室機能等、情報の共有・交換が可能となっています。

(2) めざすべき姿

相談記録、処遇方針等が電子的に保管され、検索等、必要な人が必要な時に活用できる環境を整備します。

また、適切な情報共有により、効果的・効率的な相談環境を実現します。

(3) 課題

教育相談システム*の構築には、教育センターや適応指導教室つばさの具体的なニーズを把握し、どのように連携していくのか、検討する必要があります。また、現在の校務支援システム*の機能で対応できるのか、新機能追加による対応が適切なのか、個人情報情報の保全が図れるかなど、システム事業者を交えた検証が必要です。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① 教育相談システム*のニーズ・機能についてヒアリング					
	② 現在のシステムでの対応可否判断(主に運用での対応又は新機能追加)					
	③ 詳細について検討、調整					
	④ モデル実施					
スケジュール	⑤ 全面実施					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
	令和2		①		②	30
	令和3	③				70
令和4	④		⑤		100	

具体的取組5 教員のリモート環境整備

(1) 現状

校務支援システム*は児童・生徒の個人情報を多く取り扱うため、閉鎖的ネットワーク*での利用に限定しており、教職員は学校内でしか取り扱うことができません。

(2) めざすべき姿

在宅環境においても、教職員は安全に校務支援システム*を取り扱うことができます。

(3) 課題

校務支援システム*は導入当初、セキュリティを確保するため閉鎖的ネットワーク*で構築しており、在宅での利用は想定していません。在宅で利用できるようにするためにはシステムの大規模な改修が必要となり、セキュリティの確保も慎重に行う必要があります。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① 在宅で必要となる校務支援システム*業務の整理・分別 ② 既存ネットワークの活用可能性の検討、セキュリティ確保のための手法検討 ③ 運用方法、ルール等の検討 ④ 実現に向けたハード・ソフト両面からの研究					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
スケジュール	令和2		①	②		50
	令和3		③			75
	令和4		④			100

基本方針Ⅳ 計画の推進等

具体的取組Ⅰ 学校に対する支援の強化

(1) 現状

教職員向けの ICT 機器の活用サポートは、月 3 回の ICT 支援員の訪問及びヘルプデスクがあります。また、ICT を活用した授業の充実を図るため、指導訪問や要請訪問の際に、指導主事を中心として指導・助言を行っています。

(2) めざすべき姿

ICT 教育の推進体制を構築し、教育委員会からの指導・助言の機会を充実します。また、教員が ICT 支援員から技術的な支援を受ける体制を充実させ、ICT 環境の活用率向上へつなげていきます。

(3) 課題

指導訪問や要請訪問の際に、指導主事を中心として指導・助言を行っていますが、その機会は限られており、十分とは言えません。教育的助言が可能な専門家チームが必要です。

また、児童・生徒への 1 人 1 台のタブレット端末の配備に伴いタブレット端末の活用を進めるため、ICT 支援員による教員への支援強化が必要です。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	年度	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	達成度 (%)
	① ICT 教育の推進体制の検討、体制構築 ② ICT 教育の推進に向けた支援内容の検討 ③ ICT 支援員の訪問回数増加の検討 ④ ICT 教育の推進に向けた支援の実施 ⑤ ICT 支援員訪問回数増加 (月 3 回⇒月 4~6 回)	令和 2		① ②	③	
	令和 3	④ ⑤				100
	令和 4	継続				

基本方針Ⅳ 計画の推進等

具体的取組2 公民連携による多様な学びの推進

(1) 現状

民間企業等の協力の下、各学校で職場体験等を実施しています。また、一部の学校では、校区内の大学等と連携し、専門性を生かした特色ある教育活動を展開するなど、発展的な取組が見られますが、教育委員会全体での積極的な公民連携には着手していません。

(2) めざすべき姿

学校における公民連携を図るためには、人的・立地的・時間的な制約を解決する必要があります。リモート学習*等、ICT環境を最大限に生かすことで、児童・生徒の多様な学びの機会を拡充します。

(3) 課題

教育分野では、一律的な公民連携は行われていないため、区長部局と連携した仕組みづくりが必要です。

また、連携先の候補となる企業等の専門性に適合する学校のマッチングを行った上で、双方の認識を一つにししながら、児童・生徒の多様な学びの推進に資する新たな指導計画等を具体的に作り上げることが求められます。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
	① 区長部局(公民連携担当)と連携して事業設計 ② 連携候補企業等のリストアップ ③ 連携候補企業等への事業提案 ④ 実施候補校のリストアップ、事業説明、連携先とのマッチング、教育課程への反映 ⑤ 実施内容(指導計画等)の具体化、事業実施	令和2		① ②	③ ④	
	令和3	⑤				100
	令和4	推進				

基本方針Ⅳ 計画の推進等

具体的取組3 支援事業者等との連携

(1) 現状

平成29年度導入のICT環境の保守事業者との定例会議を月1回開催し、現行のICT環境に関する課題の検討等を実施しています。

(2) めざすべき姿

GIGAスクール構想*や新型コロナウイルスへの対応等、新たに発生している課題に対して、迅速かつ適切に提案や支援、技術的な助言を受けられる体制を確保します。

また、既存のICT環境保守事業者と協力し、ICT環境の利用率の定期的な確認を行い、さらなる活用へ向けた取り組みを強化していきます。

(3) 課題

新たに発生している課題に対して、現行のICT環境保守事業者が対応可能な課題を整理する必要があります。また、保守事業者が対応できない課題がある場合、当該課題に対して迅速かつ適切に提案や支援、技術的な助言を受けられる支援事業者を選定、確保することが求められます。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
	<ul style="list-style-type: none"> ① 現行の保守事業者へのヒアリング、ICT環境の活用率向上へ向けた学校への支援策検討 ② 課題に対する現行の保守事業者の対応可否の整理 ③ 課題に対応可能な支援事業者のリストアップ ④ 支援事業者へのヒアリング ⑤ 支援事業者の選定・確保 	令和2		①	② ③	④
	令和3	⑤	継続			100
	令和4	継続				

基本方針Ⅳ 計画の推進等

具体的取組4 セキュリティ等使用ルールの構築

(1) 現状

タブレット端末の基本的な使用ルールや教育クラウドサービス*のID・パスワードの管理等については各校で適宜指導しています。

タブレット端末の自宅学習での活用は行っていないため、学校外での使用に関する指導は行っていません。

(2) めざすべき姿

児童・生徒が、学校内外において、安全・安心に ICT 環境を活用するための適切なセキュリティ等使用ルールの構築します。

(3) 課題

引き続き、児童・生徒の情報モラル*の向上を図るとともに、学校外での利用を念頭に、新たな ICT 環境下での使用ルールについて、小学生低学年・高学年、中学生等、発達の段階に応じた普及啓発が必要です。

また、ICT 機器の長時間使用に伴う健康面への影響について配慮が求められます。

(4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	① 情報モラル研修*の企画・運営					
	② 支援事業者と連携し、校内 ICT 講習会の準備					
	③ 全校で校内ICT講習会の実施					
	④ 情報モラル研修*及び校内ICT講習会の内容の指導での活用					
⑤ 自宅等でのリモート学習*の実施に向けた保護者への協力依頼						
スケジュール	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
	令和2		①	② ③	④	80
	令和3	⑤	継続			100
	令和4	継続				

8 実現へのロードマップ

計画の実効性を高めるためには、取組の状況を定期的に検証する仕組みが必要です。学校も含めた教育委員会内の連携を密にし、取組状況を共有するとともに、検証体制を構築し、PDCA サイクル*による着実な計画の実行を図ります。

また、ICT 環境の活用とあわせて、ネットワークシステム*のセキュア*な環境の維持、新たに必要となるセキュリティルール*の規定、見直しや意識啓発等、児童・生徒の個人情報の保全に取り組みます。

なお、計画の推進にあたっては、導入期、発展期、成熟期の3段階のフェーズで捉え、各段階で取組の重点化を図り、目標の実現をめざします。

□導入期（令和 2 年度）

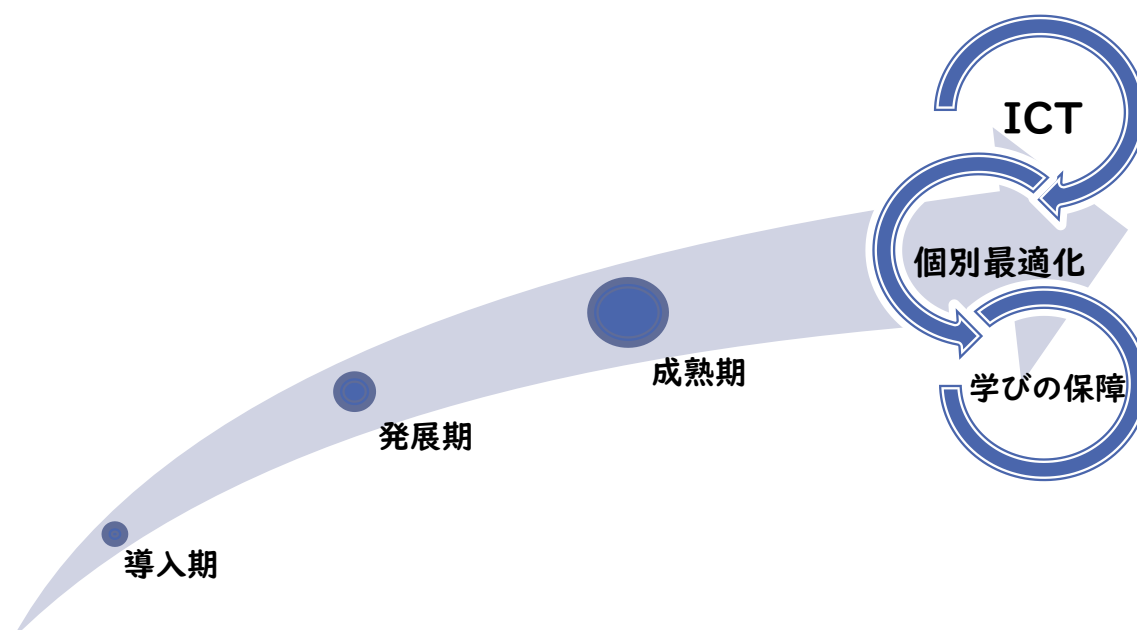
コロナ禍における学びの保障の観点から、現状の ICT 環境を見直し、優先性を考慮した計画的な整備に着手します。また、モデル校での実践的な研究を通じ、ICT 環境の活用の具体化を図ります。

□発展期（令和 3 年度）

モデル校の成果を全区立小中学校へ波及、浸透させるとともに、各学校の課題抽出、発展的な教育実践の蓄積を行い、ICT 教育を活性化します。またあわせて、使用ルールの徹底等、情報モラル*教育の推進に取り組みます。

□成熟期（令和 4 年度以降）

PDCA サイクル*による ICT 教育の推進を図るとともに、将来の情報技術の革新や教育環境の変化への柔軟な対応が可能な、拡張性を考慮した環境整備に取り組みます。



<全体スケジュール>

基本方針	具体的取組	令和2年度			令和3年度			令和4年度				所管	
		導入期			発展期			成熟期					
		第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期		第4四半期
基本方針Ⅰ ICTによる新たな学びの実現	(1)モデル校での試行実施	準備	試行実施	成果発表(周知)				推進					指導課
	(2)活用の具体化	検討	研修	拡充				推進					指導課
	(3)教員のスキルアップ		検討、事例集作成等	研修				推進					指導課
	(4)児童・生徒のスキルアップ	検討	講習会	指導	家庭連携				推進				指導課
基本方針Ⅱ ICT基盤の着実な整備	(1)タブレットの整備	準備	配備					運用継続					学務課
	(2)リモート学習環境の整備	準備	試行実施	準備		実施・検証				運用継続			学務課
	(3)既存端末の更新			準備				配備		運用継続			学務課
	(4)教務支援ソフトの充実	検討	準備	導入	研修				推進				学務課
	(5)ICTリモートコミュニケーションツールの整備	準備	導入						運用継続				学務課
	(6)ICT環境整備にかかる情報基盤の最適化	緊急対応		現状分析・検討				実施		運用継続			学務課
基本方針Ⅲ 学校におけるICT活用の促進	(1)校務支援システムの機能拡張及び運用改善	検討		準備	実施				継続				指導課 (学校職員担当)
	(2)校務支援システム関連機材の充実	検討		実施					継続				指導課 (学校職員担当)
	(3)採点支援システムの導入	検討	試行・検証	準備	導入				運用継続				指導課 (学校職員担当)
	(4)教育相談システムの導入	調査		検討				試行		導入			指導課 (学校職員担当)
	(5)教員のリモート環境整備			検討					研究				指導課 (学校職員担当)
基本方針Ⅳ 計画の推進等	(1)学校に対する支援の強化	検討・体制構築		実施					継続				学務課 指導課
	(2)公民連携による多様な学びの推進	検討	準備	実施					推進				教育総務課 指導課
	(3)支援事業者等との連携	検討	準備	実施					継続				学務課
	(4)セキュリティ等使用ルールの構築	検討	講習会	指導	家庭連携				継続				指導課

9 防災力強化のための ICT の活用

(1) 現状

区立小中学校は災害時における地域の防災活動拠点と位置付けられており、避難所機能のほか、地域の被害・避難者情報等の集約や、災害対策本部等との連絡調整等の情報機能を有しています。

しかし、連絡手段は、各学校に整備されている防災行政無線、電話や FAX 等、音声・文字情報に限られています。

(2) めざすべき姿

現場の状況をより早く正確に共有するため、正確性・即時性に優れた動画や画像等による情報交換をリモート*で実現します。本部責任者、現場指揮者等のオンライン*での会議を可能とするなど、情報連絡機能、指揮命令システムの強化を図ります。

(3) 課題

近年、自然災害は激甚化し、毎年各地で大きな被害が発生していることを踏まえ、学校に整備済みの ICT 環境を活用し、速やかに対策をとる必要があります。

教務系・校務系システムが、どのような場面で活用できるか、機能検証を行う必要があります。

(4) 具体的取組及びスケジュール

具体的取組	① 会議システム(アプリ)導入に向けた事業者からの助言聴取					
	② 会議体設置に向けた研究 設置要綱、マニュアル整備					
	③ 情報基盤の整備(教育委員会室への提示装置設置、ネット端末等整備)					
	④ ICT 支援員による校長・副校長研修					
スケジュール	⑤ 教育委員会管理職向け研修					
	⑥ 訓練会議の開催					
	⑦ 他の会議への転用研究					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度(%)
令和2		①	②		30	
令和3	③	④⑤⑥			90	
令和4		⑦			100	

資料

- 資料1 検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 資料2 タブレット端末の活用場面(例)・・・・・・・・38
- 資料3 区の ICT 教育環境の整備実績・・・・・・・・39
- 資料4 平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について
(平成 29 年 12 月 26 日付文部科学省通知)・・・・・・・・40
- 資料5 学校教育の情報化の推進に関する法律 概要(令和元年6月 28 日
公布・施行)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 資料6 GIGA スクール構想の加速による学びの保障(令和2年4月7日付
文部科学省事務連絡)・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 資料7 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた ICT 活用及び整
備について(令和2年4月 10 日文部科学省通知)・・・・・・・・51
- 資料8 緊急事態宣言解除後の区政運営の方向性について(令和2年5月
25 日区長通知)・・・・・・・・・・・・・・・・54

資料I 検討体制

職	氏名
教育長	小黒 仁史
教育総務部長	玉川 一二
教育総務課長	政木 純也
教育総務部副参事(施設調整担当)	荒井 昭二
学務課長	柳沢 憲一
指導課長	岩崎 政弘
教育総務部副参事	早川 隆之
指導課統括指導主事	木下 健太郎
学校職員担当課長	池 一彦
教育センター所長	柿本 伸二

資料2 タブレット端末の活用場面(例)

<凡例>

- A 情報機器・端末操作に関するリテラシー伸長 B 学習内容の分類・蓄積、思考の深化、学習成果の活用 C 写真記録・録音・録画機能 D 繰り返し・試行錯誤
E 配布物・資料データ持ち帰り・家庭との連絡 F 資料等検索、関連動画視聴、東京ベーシック・ドリル他の学習コンテンツ活用
A・B・C・D … 主として授業での活用 E・F … 主として家庭での活用

<p><国語></p> <p><input type="checkbox"/>A キーボード操作 ローマ字習熟</p> <p><input type="checkbox"/>B ワードプロソフトでの作文記録蓄積</p> <p><input type="checkbox"/>C アップとルーズの見え方(写真)</p> <p><input type="checkbox"/>D グループで音読録音、自己評価</p> <p><input type="checkbox"/>E 文字の書き順、正しい形を視覚的に理解 繰り返し確認</p> <p><input type="checkbox"/>F 統計資料ダウンロード(読み取り方の確認)</p> <p><input type="checkbox"/>F 映像資料(能・狂言)等の視聴</p> <p><input type="checkbox"/>F 教材文に出てくる新出語・難意語等の調べ学習</p>	<p><社会></p> <p><input type="checkbox"/>A プレゼンテーションソフトの活用(まとめ、伝える力の向上)</p> <p><input type="checkbox"/>B 作成データの交流による「地域の特色」単元での活用</p> <p><input type="checkbox"/>B 社会に見られる課題の把握、問題解決的な学習の質の向上</p> <p><input type="checkbox"/>C 遠方のゲストティーチャーとのビデオ通話(録画再生)</p> <p><input type="checkbox"/>C 社会科見学等での取材で、視点を定めた調査活動(写真・ビデオ撮影)</p> <p><input type="checkbox"/>D・<input type="checkbox"/>F 都道府県クイズ等コンテンツ</p> <p><input type="checkbox"/>E 地図・年表等素材データ配布・活用</p>	<p><算数(数学)></p> <p><input type="checkbox"/>A 複数の数字(表計算ソフト)の操作等を通じた数学的な見方・考え方の伸長</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>D 表計算ソフトでの表・グラフの作成(同一のデータから様々なグラフの作成)、それぞれのグラフの特徴比較</p> <p><input type="checkbox"/>D 合計・平均等の習熟(数値の入れ替えでの変化の様子を理解、試行錯誤の体験)</p> <p><input type="checkbox"/>F 水の容積等、視覚的に理解を促すアニメーション視聴</p> <p>★プログラミング教育(正多角形の作図)での活用</p>	<p><理科></p> <p><input type="checkbox"/>A 動植物の資料に画面上で記入</p> <p><input type="checkbox"/>A 表計算ソフトでのグラフの作成(天気と気温等)</p> <p><input type="checkbox"/>B 予想カード作成・意見を分類する作業により、他者の考えと自分の考えを比較・検討</p> <p><input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>D 実験記録撮影(時差・スロー再生)連続写真や動画撮影、ポイント提示</p> <p><input type="checkbox"/>E メダカの写真・図等の資料を配布</p> <p><input type="checkbox"/>F 粒子モデル等のアニメーション・バーチャルツアー(地層等の見学)</p> <p>★プログラミング教育(電気の性質や働き)での活用</p>	<p><生活></p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C 季節やその移り変わりを感じる活動(校庭の様子の写真記録、その時感じたことや気付いたことを録画。感じ方の違いの理解)</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>E 作成した作品の撮影等に活用、「具体的な活動」(見る、聞く、探す、遊ぶ等)の質の向上</p> <p><input type="checkbox"/>F 意見交流や、オンライン環境での「双方向性」のある活動(地域の方との音声通話・ビデオ通話で交流し、その後実際に会いに行く等)</p>
<p><音楽></p> <p><input type="checkbox"/>B 鑑賞の感想を記録、蓄積(自分の感じ方の変化を認識)</p> <p><input type="checkbox"/>C 自分の演奏の録画、確認</p> <p><input type="checkbox"/>C 音声データを活用し、擬似的な合奏の作成</p> <p><input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>D 教師による鍵盤ハーモニカ・リコーダーの模範演奏録画、各自で繰り返し視聴</p> <p><input type="checkbox"/>E 楽器の種類やその音色等の素材データ作成、配布</p>	<p><図画工作(美術)></p> <p><input type="checkbox"/>A 写真検索</p> <p><input type="checkbox"/>B 感じたことを文字入力し蓄積、自分の見方・考え方の変化を把握</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C 自分の作品を記録</p> <p><input type="checkbox"/>D 多様な方法の中から適切なものを選択してパネルに表現(効果確認)</p> <p><input type="checkbox"/>F 写真からイメージを広げる</p> <p><input type="checkbox"/>F 写真や画像を事前に準備、アイデアスケッチの提出</p> <p><input type="checkbox"/>F 水墨画の鑑賞、世界の時計について検索(事前の調べ学習等)</p>	<p><家庭(技術・家庭)></p> <p><input type="checkbox"/>A 材料と加工 設計・作図支援ソフトの活用</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>E 作品の写真を共有フォルダに保存して交流(データを活用した作品交流会)、手順確認(映像資料)</p> <p><input type="checkbox"/>D・<input type="checkbox"/>F 図表化した栄養素の種類や特徴を調べ、バランス良い食事の検討</p> <p><input type="checkbox"/>F 授業動画の配信</p> <p><input type="checkbox"/>F 包丁やミシンの使い方の実演、調理や製作に必要な用具の安全な取扱い</p>	<p><体育></p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C 体操や走り方等の手本となる動きを録画し、繰り返し再生して確認</p> <p><input type="checkbox"/>B 縄跳びや鉄棒の学習カードを配布し各自で記録(カード紛失防止)</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>E 水泳や跳び箱でのフォーム等、自分の動きを録画し、動きを確認(録画機能により、自分の成長を感じる環境づくり 家庭でも確認を依頼)</p>	<p><外国語・外国語活動></p> <p><input type="checkbox"/>C 自分の発音の確認</p> <p><input type="checkbox"/>C 日常会話の発音の確認</p> <p><input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>F 録画機能を活用した海外の学校との交流</p> <p><input type="checkbox"/>D 教材文の音読(教師による判読の録音)繰り返し視聴</p> <p><input type="checkbox"/>E アルファベットの書き方、読み方</p> <p><input type="checkbox"/>F 教材の画像や、アニメーションの活用(状況把握)</p>
<p><特別の教科 道徳></p> <p><input type="checkbox"/>B 自分の考えを整理、記録、提出(タブレットへの書き込み)</p> <p><input type="checkbox"/>B 付箋機能により、自分の意見を全体で交流</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>E・<input type="checkbox"/>F 事後の個別的な指導における活用(タブレット端末を持ち帰らせて、内面的資質の育成)</p> <p><input type="checkbox"/>E 実態の把握(事前アンケート)</p> <p><input type="checkbox"/>F 授業の導入時に使用する写真や事象についての記録</p> <p><input type="checkbox"/>E・<input type="checkbox"/>F 道徳通信等の配信・保存(その他、教材のダウンロード)</p>	<p><総合的な学習の時間></p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>D 探究的な学習における「課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現」の全場面において活用(課題設定での意見交換、写真記録・映像資料作成、プレゼンテーション作成、成果物交流等)</p> <p><input type="checkbox"/>B 日常生活での疑問を蓄積し、各自の課題設定で活用</p> <p><input type="checkbox"/>F 双方向性を生かした主体的・協働的な学習の推進</p> <p>★プログラミング教育(情報に関する探究的な学習)での活用</p>	<p><特別活動></p> <p><input type="checkbox"/>B 学級会議の議題の提出、個人の意見の提出</p> <p><input type="checkbox"/>B 「キャリアパスポート」の蓄積</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C 各教科等での学習内容や、学びの中で生まれた疑問、自分の興味・関心について把握(自分の現在の状況や今後のあり方について考え、意思決定する際の資料)</p> <p><input type="checkbox"/>F 事件や事故、災害から身を守る内容の学習での映像資料の活用</p> <p><input type="checkbox"/>その他 タブレットを活用するクラブ活動の発足(希望に応じて)</p>	<p><特別支援教育></p> <p>発表支援</p> <p><input type="checkbox"/>A 描画ツールの活用(おめん、塗り絵、紙相撲等の製作)</p> <p><input type="checkbox"/>A カレンダー作成(日々の見通しをもたせる)</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>D 日常生活、生活単元学習での活用</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C 観察記録(日記形式で蓄積)</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>D・<input type="checkbox"/>E 音楽…模範演奏の録画(自宅で確認しながら練習)</p> <p><input type="checkbox"/>B・<input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>D・<input type="checkbox"/>E 体育…教師の踊りの動画の録画(自宅で確認しながら練習)</p> <p><input type="checkbox"/>C 教材の挿絵の活用</p> <p><input type="checkbox"/>C・<input type="checkbox"/>E 個別に成長記録を蓄積、保護者との連携に活用</p> <p><input type="checkbox"/>E 健康面で配慮が必要な児童・生徒の記録を家庭と学校双方で管理</p>	

資料3 区の ICT 教育環境の整備実績

年度	整備内容	
	教務系	校務系
平成 23 年度		区立全小中学校で校務支援システム（共有フォルダ機能、グループウェア機能）を稼働
平成 24 年度		モデル校（小学校9校、中学校28校）で校務支援システム（成績機能）を稼働
平成 25 年度		区立全小中学校で校務支援システム（成績機能）を稼働 文書連絡機能、保健機能を稼働
平成 27 年度	ICT活用推進モデル校（北糀谷小学校、蒲田中学校）へICT機器（教員用及び児童・生徒用タブレット端末、電子黒板、書画カメラ等）を配備	
平成 29 年度	区立全小中学校へICT機器（教員用及び児童・生徒用タブレット端末、電子黒板、書画カメラ等）を配備	
令和元年度	区立全小学校（館山さざなみ学校を除く）へタブレット端末を追加配備	出退勤機能を稼働
令和2年度	臨時休業等に備え、貸出用モバイルルーターの配備及びタブレット端末の設定変更	

※令和2年8月31日時点

【参考】児童・生徒用タブレット端末の配備割合

平成 29 年度 6.2 人に 1 台 令和元年度 5.5 人に 1 台

学校におけるICT環境整備について

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」を策定しました。また、このために必要な経費については、2018~2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
 - 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
 - 大型提示装置・実物投影機 100%整備
各普通教室1台、特別教室用として6台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
 - 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
 - 統合型校務支援システム 100%整備
 - ICT支援員 4校に1人配置
 - 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- (※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1台
環境で学習できる環
境の実現



平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について

本整備方針は、新学習指導要領の実施を見据えた、平成30年度以降の学校におけるICT環境整備の方針について、「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議最終まとめ」（平成29年8月2日）（以下、「最終まとめ」という。）も踏まえながら、定めたものである。

本整備方針は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（小学部、中学部及び高等部）を対象とするものである。

第1 新学習指導要領の実施等に向けたICT環境整備の必要性等

平成29年3月に新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領が公示された。また、高等学校学習指導要領については、現在、改訂に向けた作業が進められている。

新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領においては、ICTの活用等について、例えば、次の（1）から（3）のような記載がなされている。

なお、平成29年4月に公示された新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領についても、新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領と同様の記載がなされている。また、特別支援学校高等部学習指導要領についても、高等学校学習指導要領と同様、現在、改訂に向けた作業が進められている。

（1）児童生徒の情報活用能力の育成について

総則において、「各学校においては、（中略）言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」ことが規定された。

とりわけ新小学校学習指導要領においては、「児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」及び「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」について、各教科等の特質に応じて、計画的に実施することとされた。

（2）各教科等におけるICT活用について

総則において、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補完的な学習や発展的な学習などの学習活動や、指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実などを、児童生徒や学校の実態に応じて取り入れる際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を図ることが規定された。

また、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」において、各教科等の実際の指導において、コンピュータなどを適切に活用できるようにすることについて規定された。

（3）学校のICT環境整備について

総則において、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」が規定された。

第2 学校におけるICT環境整備の検討に当たっての視点

学校におけるICT環境整備の検討に当たっては、次の(1)から(3)の視点を踏まえながら検討する必要がある。

なお、(1)については、最終まとめ別紙「次期学習指導要領で求められる資質・能力等とICTの活用について」(平成29年3月13日効果的なICT活用検討チーム)も参照されたい。

- (1) 新学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を具体的に想定しながら検討を行うこと。
- (2) ICTを活用した学習活動を踏まえ優先的に整備すべきICT機器等と機能について具体的に整理を行うこと。
- (3) 必要とされるICT機器等及びその機能の整理に当たっては、限られた予算を効果的かつ効率的に活用する観点から検討を行うこと。

第3 これからの学習活動を支えるICT機器等と設置の考え方

今後の学習活動において、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT機器等の設置の考え方及び機能の考え方について、以下の1~8のとおり整理を行った。

1 大型提示装置

(1) 設置の考え方

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の普通教室(特別支援学級関係室等(通級による指導のための関係室を含む。))を含む。以下同じ。)及び特別教室への常設。

なお、特別教室とは、小学校においては理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、コンピュータ教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、中学校においては理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、コンピュータ教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、高等学校では、理科教室その他の教科のための教室、コンピュータ教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいう。ただし、特別教室は、全ての学校に同じように整備されているわけではなく、学校によっては、一部の特別教室を設置していなかったり、複数の特別教室の機能を統合させて設置していたりする場合もあることから、ICT機器等の設置については、当該特別教室における実際の学習活動を踏まえながら、各地方公共団体において適切に判断すること。

(2) 機能の考え方

- ① 学習者用コンピュータ又は指導者用コンピュータと有線又は無線で接続させることを前提として、大きく映す提示機能を有するものを標準的な考え方とする。

② 画面サイズについては、教室の明るさや教室の最後方からの視認性を考慮したサイズとする必要がある。

③ なお、大型提示装置については、例えば、以下のような機能がある。

ア 提示機能：コンピュータや実物投影装置（書画カメラ）と接続して教科書や教材等を大きく映す機能。

イ インタラクティブ機能：提示機能に加え、画面を直接触っての操作、書き込み、保存等を可能とする機能。

各教育委員会においては、「大きく映す」という①の提示機能は必須とした上で、実際の学習活動を想定し、どのような機能が必要かを検討した上で、効果的かつ効率的な整備を行う観点から、配備を進めることが適当である。

2 実物投影装置

(1) 設置の考え方

小学校及び特別支援学校の普通教室及び特別教室への実物投影装置（書画カメラ）の常設。

(2) 機能の考え方

大型提示装置と接続して提示するためのカメラ機能を有するものを標準的な考え方とする。

3 学習者用コンピュータ（児童生徒用）

(1) 設置の考え方

① 各クラスで1日1コマ分程度を目安とした学習者用コンピュータの活用が保障されるよう、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において3クラスに1クラス分程度の配備（授業展開に応じて必要な時に「1人1台環境」を可能とする環境の実現）（※）。

※最終的には「1人1台専用」が望ましいが、当面、全国的な学習者用コンピュータの配備状況等も踏まえ、各クラスで1日1コマ分程度を目安とした学習者用コンピュータの活用が保障されるよう、3クラスに1クラス分程度の学習者用コンピュータの配置を想定することが適当である。

なお、各学校において、学習者用コンピュータを、どの学年にどの程度配分し活用するかは、各教育委員会・学校によって適切に判断すべきものと考えられる。

② 故障・不具合に備えた複数の予備用学習者用コンピュータの配備。

(2) 機能の考え方

① ワードプロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトその他の教科等横断的に活用できる学習用ソフトウェアが安定して動作する機能を有すること。

② 授業運営に支障がないように短時間で起動する機能を有すること。

③ 安定した高速接続が可能な無線LANが利用できる機能を有すること。

④ コンテンツの見やすさ、文字の判別のしやすさを踏まえた画面サイズを有すること。

⑤ キーボードの「機能」を有すること。なお、小学校中学年以上では、いわゆるハードウェアキーボードを必須とすることが適当であること。

⑥ 観察等の際に写真撮影ができるよう「カメラ機能」があることが望ましいこと。

4 指導者用コンピュータ（教員用）

(1) 設置の考え方

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の授業を担当する教員それぞれに1台分の配備。

(2) 機能の考え方

- ① 指導者用デジタル教科書等を活用する場合には、安定して動作することに配慮することが必要。
- ② 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成29年10月18日 文部科学省）」を踏まえたセキュリティ対策を講じていること。
- ③ その他の機能に関する基本的な考え方は、学習者用コンピュータ（児童生徒用）に準じること。

5 充電保管庫

(1) 設置の考え方

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、学習者用コンピュータの充電・保管のために必要な台数の配備。

(2) 機能の考え方

電源容量に配慮すること。

6 ネットワーク

(1) 設置の考え方

- ① 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の普通教室及び特別教室における無線LAN環境の整備。
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の特別教室（コンピュータ教室）における有線LAN環境の整備。

(2) 機能の考え方

- ① 外部ネットワーク等への接続のための通信回線は、大容量のデータのダウンロードや集中アクセスにおいても通信速度またはネットワークの通信量が確保されること。
- ② 校内LAN（有線及び無線）は、学級で児童生徒全員が1人1台の学習者用コンピュータを使い調べ学習等のインターネット検索をしても安定的に稼働する環境（※）を確保すること。
※外部ネットワーク等への接続による動画の視聴については、児童生徒全員が学習者用コンピュータを使い同時に視聴することは想定しておらず、大型提示装置により視聴することを想定している。
- ③ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の検討を踏まえたセキュリティ対策を講じていること。

7 いわゆる「学習用ツール」

(1) 設置の考え方

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校におけ

るワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア（いわゆる「学習用ツール」）の整備。

(2) 機能の考え方

学習者用コンピュータにおいて、支障なく稼働すること。

8 学習者用サーバ

(1) 設置の考え方

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校1台分のサーバの整備（※）。

※本来は、教育委員会による一元管理（インターネット回線を使ったクラウド（パブリッククラウド）の活用を含む）を行うことが望ましいが、学校の通信回線の帯域幅の課題及び授業における安定的な稼働等の観点から、当面、各学校1台分のサーバの設置を前提とする。

(2) 機能の考え方

- ① 授業運営に支障がないよう、安全で安定的な品質の通信を確保できること
- ② 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえたセキュリティ対策を講じていること。

第4 校務におけるICT活用

校務の情報化が進むことにより、教員が学校運営や学級経営に必要な情報や児童生徒の状況等を一元的に管理・共有することが可能となり、このことは、教員の事務作業の低減につながることから、校務の情報化に必要なICT機器等の考え方について、以下の1から4のとおり整理を行った。

1 校務用コンピュータ

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員1人1台環境の整備。

2 ネットワーク

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、成績処理等の校務を行う職員室（校長室及び事務室を含む）及び保健室等への有線LAN環境の整備。

3 校務用サーバ

- ① 学校の設置者（教育委員会）ごとに1台分の整備。
- ② 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえたセキュリティ対策を講じていること。

4 ソフトウェア

- ① 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの整備（※）。

※教員の異動等を踏まえ、都道府県と域内の市区町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を進めることが望ましい。

- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における

セキュリティソフトの整備。

第5 ICT環境整備促進と同時に必要な対応事項

1 ICTを活用した学習を行う教室等の考え方

児童生徒が、学校内のあらゆる場所・教室でICTを活用して学習活動を行うことを想定した上で、普通教室（特別支援学級関係室等を含む。以下同じ。）及び特別教室のネットワーク環境の整備や、可動式の学習者用コンピュータの整備等を進めていく必要がある。

とりわけ小学校については、コンピュータ教室を必ず活用することを前提とした特定の教科等が存在しないことも踏まえ、コンピュータ教室に配備されている学習者用コンピュータを、順次、可動式学習者用コンピュータに替え、当該可動式学習者用コンピュータを普通教室及び特別教室において積極的に活用していくことも考えられる。

2 ICT機器等の教室への設置の仕方

ICT機器等を教室に配備する際には、とりわけ「常設」を前提としたICT機器等については、スイッチ一つですぐに起動できるなど、教員及び児童生徒が、授業において必要な時に簡便に使えるよう、教室への配置方法や操作性、さらには配線の際の安全性についても配慮・工夫をする必要がある。

3 児童生徒の情報活用能力の育成

各学校においては、児童生徒の情報活用能力の育成を図るための学習活動（「児童がコンピュータを文字で入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」等）を、各教科等の特質に応じ、計画的に実施する必要がある。

4 教員のICT活用指導力の向上

ICTはあくまでもツールであり、教員の授業力と相まって、その特性・強みが生かされるものであることに留意する必要がある。

このため、今後、各教育委員会及び学校において、新学習指導要領における学習活動を想定しつつ、ICTを活用した指導方法についての研修を充実することが期待される。

5 ICT活用を支える外部専門スタッフの活用

ICT活用にあたり、教員の業務負担が増加しないよう、外部専門スタッフの活用も含めた対応を講じる必要がある。

とりわけICT機器等の導入当初は、情報端末や通信のトラブル等に対する技術支援など行うためのICT支援員を配置したり、広域的なヘルプデスクを配置したりすることも必要である。

6 情報セキュリティの確保

学校が保有する機微情報への外部からの不正なアクセスの防止、権限のない教員及び児童生徒による機微情報へのアクセス禁止など、情報セキュリティ対策を徹底する観点から、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえた対応が必要である。

7 学校の施設・設備

今後は、コンピュータ教室はもとより、その他の特別教室及び普通教室において、ICTを活用した学習活動が行われることを前提として施設・設備の整備計画を立てることが必要である。

例えば、普通教室及び特別教室の照明は、プロジェクタ等の大型提示装置を活用することを想定し、照度を調節できるように設計したり、前列から点滅可能とするような配列系統にしたりすることも考えられる。また、必要に応じ、遮光カーテンを備えるなどの工夫も考えられる。さらには、無線LAN等のネットワークの活用を想定した回線網の構築やコンセントの配置等についても考慮する必要がある。

以上

学校教育の情報化の推進に関する法律 概要

第一 目的(1条)

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

第二 定義(2条)

学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用

第三 基本理念(3条)

- ① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- ② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- ③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- ④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- ⑤ 児童生徒等の個人情報等の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- ⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

第四 国の責務等(4～6条)

国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定

第五 法制上の措置等(7条)

政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと

第六 推進計画(8・9条)

1. 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定(総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議)
2. 地方公共団体も計画を策定(努力義務)

第七 基本的施策※(10～21条)

1. デジタル教材等の開発及び普及の促進
 2. 教科書に係る制度の見直し
 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備
 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
 5. 学校の教職員の資質の向上
 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備
 8. 個人情報の保護等
 9. 人材の確保等
 10. 調査研究等の推進
 11. 国民の理解と関心の増進
- ※ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力

第八 学校教育情報化推進会議(22条)

1. 関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
2. 1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

資料6 GIGA スクール構想の加速による学びの保障

(令和2年4月7日付文部科学省事務連絡)

事務連絡
令和2年4月7日

各都道府県教育委員会
学校設備整備等担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

令和2年度補正予算案への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、今回のような事態にも対応可能な遠隔教育など Society 5.0 の実現を加速していくことが急務となっています。

このことについては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。」とされたところです。

これを踏まえ、今般、閣議決定された令和2年度補正予算案においては、「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的として総額約2,292億円が計上されたところです。

つきましては、公表資料のうち該当部分の抜粋と、令和2年度補正予算案における「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」の概要について、資料を送らせていただきます。

また、各事業の内容については、今後詳細を検討しつつ、随時情報提供させていただきます。

各都道府県教育委員会におかれましては、本件について速やかに域内市区町村(政令指定都市を含む)教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
環境整備担当
ネットワーク整備担当
端末整備担当

TEL : 03-6734-2382

03-6734-3802

03-6734-4871

MAIL : giga@mext.go.jp

目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現

児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の早期実現 1,951億円

令和5年度に達成するとされている**端末整備の前倒しを支援**、令和元年度補正措置済（小5,6、中1）に加え、残りの中2,3、小1～4すべてを措置

対象：国・公・私立の小・中・特支等
 国公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる**障害に対応した入出力支援装置の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・特支等
 国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備 71億円

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった**学校ネットワーク環境の整備を支援**

対象：公立の小・中・特支、高等学校等
 公立：1/2

GIGAスクールサポーターの配置 105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、**ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
 国立：定額、公私立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・特支等、年収400万円未満（約147万台）
 国公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

○ 学校からの遠隔学習機能の強化 6億円

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
 公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**プラットフォームの導入に向けた調査研究**

施策の想定スキーム図



※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

資料7 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた ICT 活用及び整備について

(令和2年4月 10 日文科科学省通知)

事務連絡
令和2年4月10日

7都府県教育委員会
学校設備整備等担当課長 殿

文科科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
高谷 浩 樹

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた
ICT 活用及び整備について

令和2年4月7日付け事務連絡「令和2年度補正予算案への対応について」において、令和2年度補正予算案の周知をさせていただいたくとともに、令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」において、家庭学習における ICT の活用に関する留意事項について周知をさせていただいたところです。今般の緊急事態宣言を受け、ICT 活用や令和元年度補正予算「GIGA スクール構想の実現」に関して、以下のとおり連絡します。

各都府県教育委員会におかれましては、本件について速やかに域内市区町村（政令指定都市を含む）教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

記

1. 臨時休業期間中等における ICT 活用について

(1) ICT の活用の推奨について

文科科学省としては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等を踏まえると、各自治体及び家庭における ICT 環境整備の状況に配慮しつつ、あらゆる機会に ICT を最大限にご活用いただくことが子供たちの学びの機会の保障に効果的であることから、家庭においても ICT を積極的に活用いただきたいと考えています。

既に、自治体の中には十分整備された ICT 環境をこの機会にフル活用している自治体もありますし、環境が十分でなくても、家庭のパソコン・タブレット等を活用して課題を出したり、ICT を活用して健康観察や学習成果を確認しつつ、電話等でフォローしたりする取組を行っている自治体もあります。このように ICT を活用することで、子供たちの学びの機会を保障することは極めて重要です。また、学校と家庭との連絡をメール等で行う等、校務での利用にも効果は十分あります。

文科科学省では、これまで通知等で示していますとおり、臨時休業期間中でも ICT が活用できるよう、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介するポータルサイトの開設・周知、各地域における ICT を活用した取組事例等に関する情報のホームページへの掲載・周知といった取組を行っております。各自治体におかれては、これらを参考に、引き続き、様々な場面での ICT の活用を進めていただきますようお願いいたします。

(2) ICTの具体的な手段について

文部科学省としては、令和2年度補正予算案のとおり、「GIGA スクール構想の加速」により子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現できるよう努めてまいります。が、緊急事態宣言が発出された状況に鑑み、各自治体におかれては、臨時かつ早急に ICT を活用する方法として考えられる以下の主な対応を踏まえ、自治体や家庭における ICT 環境を最大限に活用するようお願いします。

① 家庭でパソコン・タブレットを所有している場合には、児童生徒の家庭学習にもそれを活用すること。

その場合には情報モラルや健康への影響等にも保護者が十分留意していただくとともに、教育委員会や学校において端末の貸出や代替措置を講じるなど、家庭にパソコンやタブレットがない児童生徒の学びに十分配慮すること。

② 家庭に Wi-Fi 環境などが無い場合において、保護者や児童生徒などが使用する家庭のスマートフォン等を活用できる場合には、それを通信手段として活用すること。

これに関し、総務省から4月3日付けで電気通信事業者関係団体に行われた要請を受け、複数の電気通信事業者において、携帯電話の通信容量制限等について特別な支援措置の実施を公表しているため、各社の支援措置を確認し、必要に応じ活用すること。当該支援措置は、各電気通信事業者において、教育の重要性へのご理解の下で特別に配慮いただいたものであるため、各教育委員会においては、当該支援措置の趣旨について学校を通じ保護者や児童生徒に理解いただくとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取り組みを行うこと。

③ 学校で既に整備されている端末を持ち帰って活用することが可能な場合には、積極的に持ち帰りを推奨して活用すること。

その場合には、情報セキュリティの確保やアクセス制限などに十分配慮すること。また、学校の端末を貸し出す場合は、家庭における当該端末の適正な管理について協力を求めるとともに、学校の設置者又は学校において、当該端末の不具合や故障が生じた際の問い合わせに対応できる体制を整えることが望ましいこと。さらに、Wi-Fi 環境が備わっているかや、ルータ等により LTE を通じた活用が可能かなどの各家庭の通信環境の状況に留意していただき、家庭に通信環境がない児童生徒の学びにも十分配慮すること。なお、文部科学省としても、今後、端末の持ち帰りに関するガイドラインをお示しする予定であること。

④ 早急に学校で端末の整備を行う希望がある場合には、2. に示すとおり、緊急事態宣言が発出された翌日以降に契約した事業は、交付決定前であっても補助対象とするので、それを活用しつつ早急に整備すること。

その際には、各自治体や家庭における ICT 環境の整備状況等を踏まえ、例えば、卒業までの期間や ICT リテラシーが高くより効果的な活用が期待されることを考慮して、最終学年に対して端末を優先的に整備するなどの対応をすること。

2. 令和元年度補正予算「GIGA スクール構想の実現」における公立学校情報機器整備費補助金の交付手続きについて

1. を踏まえた上で、文部科学省としては、緊急事態宣言の発出されている7都府県において、優先してICT環境整備を進めさせていただきたいと考えております。

当該都府県におかれては、ICT活用を進めるため、各自治体や家庭におけるICT環境整備の現状を踏まえ、ICT活用を取り入れようとする市区町村名と、それら市区町村において、1. (2) の①～③の事例があったかどうかについて、可能な範囲で別添様式にご記入下さい。作業時間が短く強縮ですが、まずは4月17日(金)17時までにご提出願います。別添様式は状況が今後ある程度変わりましたら、随時提出願います。

また、1. (2) の④については、3月19日締切でご回答いただいた「公立学校情報機器整備費補助金の交付申請見込み調査」の内容を別途お送りしますので、内容に誤りがないか確認いただくとともに、追加も含めて修正がある場合は4月17日(金)17時までにご提出願います。修正のない自治体分も含めて全自治体分を提出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回の調査に計上された事業のうち、緊急事態宣言が発出された翌日以降に、緊急性からやむを得ず契約した事業は、補助金の対象であれば今後の交付決定において遡って補助対象とします。

文部科学省では、できるだけ早急に端末が整備されるよう、民間事業者の供給量をヒアリング調査することをはじめ、様々な情報収集や情報提供など取り組みを行っているところです。緊急事態宣言を受けたICT活用及び整備にあたっては、適宜個別に情報提供や助言なども行いますので、下記担当までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

【本件担当】

(下記以外に関すること)

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

TEL : 03-6734-2090

03-6734-3263

(1. (2) ④に関すること)

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
端末整備担当

TEL : 03-6734-4871

(「1. (2) の①～③の事例」、「公立学校情報機器整備費補助金の交付申請見込み調査の修正」に関する提出先)

E-mail : giga@mext.go.jp

資料8 緊急事態宣言解除後の区政運営の方向性について(令和2年5月25日区長通知)

2 企企発第 10126 号

令和 2 年 5 月 25 日

部 長
会 計 管 理 者
教育委員会事務局教育総務部長
選挙管理委員会事務局長
監 査 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長

} 様

大田区長 松 原 忠 義

緊急事態宣言解除後の区政運営の方向性について (通知)

4月7日の緊急事態宣言発出後、一時は国内の新規感染者が700人を超える規模まで拡大したものの、感染を抑制するための国民一人ひとりの行動の結果により、5月中旬には100人を下回る水準にまで収束した。特定警戒都道府県とされていた東京都においても、5月6日以降新規感染者数が50人を下回る状況が続き、5月25日をもって緊急事態宣言が解除された。

緊急事態宣言を踏まえた区の緊急対応については、令和2年4月10日付け2企企発第10043号により示し、これまで全庁を挙げて取り組みを進めてきたところであるが、緊急事態宣言解除に伴い再開する社会経済活動に併せ、区は常に感染拡大の予防を優先しつつ、段階的に休止事業を再開すると共に、感染症対策、生活再建・経済復興対策を加速度的に推進していく必要がある。そのため、緊急事態宣言解除後の区の方向性を下記のとおり示す。

記

1 疫学的視点を踏まえた施策展開

新型コロナウイルス等感染症への対応は、感染拡大期、収束期等の各フェーズに応じ、最適な施策を効果的に展開する必要があり、これを誤れば感染拡大の再燃や経済回復の立ち遅れなど、区民生活や区内経済活動に与える影響は測り知れないものとなる。このことから、区内感染者の数や重症度、PCR検査結果、医療機関の対応状況などの実態を基に、疫学的視点を踏まえた的確な判断を行っていくため、感染症の専門家等から助言を得ることとする。

また、新型コロナウイルス感染症のリスクが存在する社会が長期間に渡り継続するものと想定されることから、従来の常識にとらわれない新たな区民サービス提供のあり方を早急に見出す必要がある。区職員も、新しい働き方の様式を定着させるとともに、新型コロナウイルスに関する正しい知識に基づき最適な施策展開を図るため、区民の健康及び区政運営における留意点や課題などについて、専門家による研修会等を通じて知見を深めていくこととする。

2 基本的な方針

緊急事態宣言は解除されたが、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自治体経営を推進していく必要があることから、今後の区政運営について、以下のとおり基本的な方針を示す。各部局の長は、本方針に基づき、取り組みの重点化や選択と集中を図ること。

(1) 区民の生命、安全を守る取り組みを最優先に行う

日本国内において新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまでの間、区の各種施策については、感染拡大防止を最優先とする。

また、地震や水害を始めとする大規模自然災害など、新型コロナウイルス感染症以外の脅威についても、しっかりと対策を講じる。

(2) 区民の暮らしや区内経済活動を支える

緊急事態宣言下における経済活動の自粛や取引の減少により大きな影響を受けた中小企業・小規模事業者等に対し、事業を継続できるよう積極的な支援を行う。

また、生活面や健康面など、区民が抱える様々な不安に寄り添う相談体制の強化等を図るとともに、感染拡大防止や生活支援の視点から、人との接触を減らすことが引き続き求められる中であっても、地域共生の新たな仕組みを構築し、誰ひとり取り残すことのない生活支援策を講じる。

(3) 子どもたちの未来を切り拓く

学校の休業により自宅での学習が続いた子どもたちが、一刻も早く学校での学びや生活リズムを取り戻すことができるよう支援する。

また、今回と同様の事態が再び生じた場合でも、子どもたちへの影響を最小限に留められるよう、ICTを活用した学習環境の整備などを通じて、子どもたちの学びを保証するための取り組みを進める。

(4) 新たな自治体経営へのシフト

新型コロナウイルス感染症の影響による景況の悪化は、区の財政にも大きな影響を及ぼすことから、これまで以上に選択と集中を図り、優先度の高い施策に行政資源を集中投入しなければならない。

新型コロナウイルスとの共存を前提に、新たな自治体経営にシフトするため、徹底した事務事業の見直しや、安全かつ利便性の高い非接触型区民サービスを提供するためのICTの活用のほか、新しい生活様式を踏まえた執務環境の整備、組織のあり方の見直し、テレワークの推進などによる働き方改革等に積極的に取り組むとともに、各種団体や民間事業者などが有する地域力を生かし、サービス水準の維持・向上を図る。

3 (仮称) 緊急計画の策定について

感染拡大防止と社会経済活動を両立させるためには、感染者数が増加する「拡大期」、感

染拡大防止策により感染者数が減少する「収束期」、再び感染が拡大する「再燃期」など、区内の状況に応じたいくつかのフェーズを想定し、それに合わせて最も効果的な施策を実施する必要がある。

そのため、各フェーズにおいて実施すべき感染拡大防止、区民生活支援、経済支援等の各施策に、激甚化する自然災害や新しい生活様式への対応など喫緊の区政課題に対応するための施策を加えた、(仮称) 緊急計画を策定する。

この計画は計画期間を概ね3年程度とし、区民の生命・財産を守ることを最優先に、上記2で示した基本方針に基づき、フェーズごとに優先順位付けを行うこととする。例えば、拡大期には公共施設やイベント事業の休止、的確な感染症情報の提供、医療体制確保のための支援など、感染拡大防止のための取り組みを最優先とし、収束期には生活再建・経済復興のための取り組みを加速させるなど、区内の状況に合わせてフレキシブルに対応する。

なお、おた重点プログラムについては、その全てを実施する状況にはないことから、ゼロベースで見直しを行い、内容を取捨選択した上で、(仮称) 緊急計画に移行するものとする。

4 事務事業の見直し

新型コロナウイルスの感染拡大及び緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞により、区の行財政を取り巻く環境は厳しいものとなることは明白であり、徹底した見直しが必要である。

区の収支見通しについて、令和2年度からの今後3か年において、計560億円の財源不足が現時点で見込まれる。

既に各部局において積極的に取り組まれているところではあるが、全ての事務事業について聖域なく、不要不急な事業等の廃止や見送り、優先順位や実施手法・内容の見直しなどを行うことで、ヒト・モノ・カネ・情報などの貴重な経営資源を生み出し、部局を超えて適正に配分し、より効果的・効率的な行政経営を実現する。また、この事務事業の見直しを契機として、スマートワーク、働き方改革に資する取り組みも積極的に進め、区民サービスの向上につなげる。

用語解説

	掲載用語	解説内容	
あ 行	ICT活用推進リーダー連絡協議会	ICT活用推進リーダーとは、学校のICT活用が図られるよう、校内のコーディネート等を行う教員のこと。各小中学校で教員1名程度を指定。ICT活用推進リーダー連絡協議会とは、各校の取組の情報共有等を行うため設置する会議体。	
	ICTコミュニケーションツール	意思疎通や情報共有などを行う際に利用されるソフトウェアの総称。	
	アプリケーション	「アプリケーション プログラム」の略称。コンピューターで使用者の業務に応じて作成したプログラムのこと。	
	オンライン オンライン授業 オンラインホームルーム	インターネット等のネットワークに接続され、利用できる状態のこと。また、その状態でタブレット端末等を使用して行う授業あるいはホームルームのこと。	
か 行	学習用コンテンツ	コンテンツとは、電子的な手段で提供する情報の中身。学習用コンテンツとは、児童・生徒が使用する学習ドリル等のコンテンツのこと。	
	学習用ソフトウェア	ソフトウェアとは、コンピューターの処理手順を示すプログラムの総称。学習用ソフトウェアとは、児童・生徒が授業等で使用するソフトウェア(文書作成、表計算等)のこと。	
	カスタマイズ	使用者の必要に応じて製品の仕様や設定を変更すること。	
	GIGAスクール構想	GIGAはGlobal and Innovation Gateway for ALLの略。児童・生徒1人1台の端末、および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。	
	教育クラウドサービス	各種デジタル教材を利用するためのクラウド上のプラットフォームのこと。	
	教育相談システム	教育相談とは、子どもに関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方等について助言等を行う相談業務のこと。教育相談システムとは、教育相談の記録や処理方針等の保管、共有化等を電子的に行うシステムのこと。	
	協働学習 協働型授業	子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びのこと。	
	教務支援ソフト	デジタル教材など、教員の教材作成や授業準備を電子的に行うとともに課題の配布・回収、児童・生徒の回答・コメントの投影等が可能なソフトウェアのこと。	
	校務支援システム	文書管理や成績処理、児童・生徒の出席管理などの学校事務を電子的に行うシステムのこと。	
	個別最適化 個別最適化された学び	児童・生徒一人ひとりの能力や適性に応じて最適化された学びのこと。	
	コミュニケーションツール コンテンツ	意思疎通や情報共有等を行う際に利用される道具の総称。 電子的な手段で提供する情報の中身。	
	さ 行	採点支援システム	答案用紙をスキャナーで読み込み、電子的に採点を行うことで業務の効率化を図るシステムのこと。
		情報モラル 情報モラル研修	情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。 情報モラル研修とは、これらの指導に関する教員研修のこと。
セキュア		情報やシステム、通信路などが保護されて安全な状態にあること。	
セキュリティルール		情報セキュリティを確保するために定めるICT機器の使用上のルール。	
Society5.0		狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、サイバー空間(仮	

さ 行		想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)のこと。
	ソフトウェア	コンピューターの処理手順を示すプログラムの総称。
た 行	第四次産業革命	18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット化)などを使うことによって起こる技術革新のこと。
	タブレット充電保管庫	タブレット端末の充電機能付き保管庫のこと。
	デジタル教科書	紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材のこと。また、文字や画像の拡大機能、音声再生機能、動画再生機能等の補助教材がある。
	データセンターシステム	データセンターとは、サーバー機などのIT機器を設置・収容する場所を提供し、安定的に運用できるよう、様々なサービス(サーバー管理、インターネット接続、災害対策等)を提供する施設のこと。 データセンターシステムとは、認証機能・通信機器等データセンター機能の総称。
	データセンターシステムコンテンツ	学習用コンテンツなどデータセンターを経由して利用するソフトウェア等のこと。
	データ保存フォルダ	作成した電子データを保存しておく場所のこと。
な 行	ネットワークシステム	ハードウェア、ソフトウェアなどを相互に通信できるようにした状態のこと。
	ネットワークトラフィック	インターネット等の通信回線において、一定時間内にネットワーク上で転送されるデータ量のこと。
は 行	ハイブリット化	教員による対面指導とオンライン教育との組み合わせによる新しい教育様式のこと。
	ハードウェア	システムの物理的な構成要素を指す。機械、装置、設備のこと。
	PDCA サイクル	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
	ファイルサーバー	サーバーとは、サービスを提供するソフトウェアの機能が稼働しているコンピューターのこと。 ファイルサーバーとは、ネットワーク上で、ファイルを共有するために設置するサーバーのこと。
	閉鎖的ネットワーク	インターネットから分離されたネットワークのこと。
	ポータル機能	もとは玄関、入り口という単語。システムを利用する際の入り口、または拠点として必ず利用する場所のこと。
ま 行	モバイルルーター	パソコンやタブレット端末等を外出先でインターネットに接続するための小型の通信機器のこと。
ら 行	リソース	動作の実行に必要な処理システムの要素や機器。
	リプレイス	既存のハードウェアやソフトウェアを新しいものに置き換えること。
	リモート リモート学習	リモートとは、遠隔の意。 リモート学習は、ICT環境を活用し、自宅等の学校外で行う学習のこと。
	ロボティクス	ロボットの設計・製作・制御を行うロボット工学のこと。これからのロボットは、インターネットにつながったセンサーからデータを収集、AI(人工知能)で処理して動作する流れが一般的になると言われており、介護や医療など幅広い分野での活躍が期待されている。

大田区教育 ICT 化推進計画

令和2年 10 月

発行 大田区教育委員会

東京都大田区蒲田5丁目 37 番1号

ニッセイアロマスクエア5階

電話:03-5744-1423

FAX:03-5744-1535